

タバコ訴訟の動向と今後の法制的課題

田 中 謙

Abstract

In Japan, there are a lot of smokers compared with advanced nations. The plaintiff lost the tobacco suit. And the regulation against smoking is not strict. But the reasons for judgment is strange, and the Japanese Government should tighten regulations on smoking. The Japanese Government must take preventive measures against passive smoking. And the Japanese Government must regulate smoking with the view of minor protection and smoker protection.

【要旨】

日本は、先進諸国の中で突出して喫煙率が高い「タバコ汚染国」であるが、その原因として、(1)多くのタバコ訴訟における裁判所の原告敗訴の判断のほか、その前提として、(2)タバコをめぐる行政的規制（喫煙規制）が際立って弱いことが指摘できる。

タバコ訴訟において、裁判所は、原告の請求を棄却する法的根拠として、(1)受動喫煙の重大さの不承認、(2)喫煙の社会的承認、(3)受忍限度論、(4)建物構造上の困難、といった理由をあげているが、理解に苦しむものが少なくない。

一方、喫煙者と非喫煙者の利害の対立構造や、喫煙の自由と嫌煙権との関係を踏まえれば、喫煙規制の強化は不可欠である。今後の喫煙規制のあり方を考察するに当たっては、(1)非喫煙者の被害を防止し、健康を保護するという視点から、「受動喫煙防止施策」を充実させることはもちろんであるが、(2)現在、未成年者による喫煙が顕著であり、未成年者を保護するという視点から、「未成年者の喫煙防止施策」も必要である。さらに、(3)喫煙者も「やめたいけれどもやめられない」という面があり、喫煙者の健康を保護するという視点から「喫煙者減少施策」も必要である。

具体的な法制的課題をあげると、(1)「受動喫煙防止施策」の視点からは、①公共の場所・共有する生活空間における喫煙規制、②職場での禁煙規制、③歩行喫煙（歩きタバコ）規制などが考えられる。(2)「未成年者の喫煙防止施策」の視点からは、①学校における全面禁煙、②タバコの宣伝広告規制の強化、③ドラマ・映画における喫煙シーンの禁止、④タバコの自動販売機の全面禁止、⑤タバコ税の大幅値上げ、などが考えられる。(3)「喫煙者減少施策」の視点からは、①タバコの宣伝広告規制の強化、②ドラマ・映画における喫煙シーンの禁止、③タバコの自動販売機の全面禁止、④タバコ税の大幅値上げのほか、⑤タバコの有害表示の義務化が考えられる。

【Key Word】

the right to be free from other's smoke, prevention of passive smoking, minor protection, smoker protection

嫌煙権、受動喫煙防止、未成年者保護、喫煙者保護

【目次】

- 第1章 はじめに
- 第2章 タバコ訴訟の動向と問題点
- 第3章 タバコ問題の構造と基本的な視点
- 第4章 今後の法制的課題
(タバコ政策の方向性)
- 第5章 おわりに

第1章 はじめに

わが国は、先進諸国の中では突出して喫煙率が高い「タバコ汚染国」である。たとえば、旧厚生省が1998年に実施した「喫煙と健康問題に関する実態調査⁽¹⁾」によれば、成人の喫煙率は、男性で52.8%、女性で13.4%という。男性は20代から50代までの半数以上がタバコを吸っており、特に、30代と40代が60%以上と高いという。一方、女性の喫煙率は男性のほぼ4分の1であるが、20代、30代の喫煙率は高くなっている。最近の統計である厚生労働省の「国民栄養の現状⁽²⁾」(平成13年国民栄養調査結果)でも、2001年における喫煙率は、男性45.9%、女性9.9%という。

従来、日本では、タバコを吸う行為は、水を飲んだりものを食べるのと同じように個人の「権利」と考えられており、喫煙が権利の行使である以上、喫煙しない他者はできるだけそれを容認する対応をすべきであるというのが「社会的対応」であった。すなわち、非喫煙者にはある程度の「我慢」が要求されるのが、従来の(現在も?)日本の社会であった。一方、喫煙による他者への被害、たとえば、タバコの煙の匂いが衣服や髪の毛に付くとか、目に刺激を与えたりとか、ポイ捨てがあるとかは、いわば「喫煙者のマナー」の問題として処理されてきた。その結果、日本は、喫煙者がいつでもどこでも喫煙することができるという社会であった。

しかし、タバコを吸う行為は、周囲に迷惑をかけてまで認められるものなのであろうか。また、非喫煙者だけが「我慢」を強いられる社会は公平といえるのであろうか。さらに、マナーに頼るだけでタバコ問題は解決するのであろうか。

もっとも、最近になってようやく、喫煙規制を強化する動きが出てきたが、他の先進国と比べると、まだまだという状況であり、喫煙者に対して寛大な国であることに変わりはない。

このようにタバコをめぐる日本の現状が他の先進国と比較して遅れている原因として、裁判所の判断があげられるように思われる。すなわち、日本で提起されたいくつかのタバコ訴訟において、裁判所は、ことごとく原告敗訴の判断を示したことが現在の状況をもたらしている面がある。また、その前提として、他の先進国と比べて、タバコをめぐる行政的規制(喫煙規制)が際立って弱いことも指摘できる。

そこで、本稿では、まず、日本におけるタバコ訴訟の動向を確認したうえでタバコ訴訟における問題点を指摘し(第2章)、今後の立法的政策における法制的課題(第4章)をあげることとする。ただし、今後の法制的課題をあげる前提として、タバコ問題の構造と基本的な視点を確認する必要があるように考えるので、法制的課題をあげる前にこの問題を取り上げることとする(第3章)。

第2章 タバコ訴訟の動向と問題点

本章では、日本におけるタバコ訴訟の動向を確認したうえで、タバコ訴訟における裁判所の考え方を確認するとともに問題点を指摘することとしたい。

1. タバコ訴訟の動向

近年、日本においても数多くのタバコ訴訟が提起されているが、日本におけるタバコ訴訟の類型としては、大きく分ければ、以下の3類型に分けることができよう。第1類型は、非喫煙者が公共交通機関における分煙・禁煙を求める訴訟である。最初に提起されたタバコ訴訟は、当時の国鉄に対して過半数の禁煙車両の設置等を求めたもので、いわば公共交通機関における分煙を求めた訴訟であるが、その後は、舞台を「職場」における分煙・禁煙を求める訴訟が提起されるようになった。それが次の第2類型の訴訟である。すなわち、第2類型は、職場における分煙・禁煙を求める訴訟である。第3類型は、非喫煙者ではなく、喫煙者がタバコ会社（日本たばこ産業株式会社）に対して健康に対する損害賠償を求める訴訟である。このなかで、第1類型と第2類型の訴訟は、いわゆる嫌煙権を基礎とする嫌煙権訴訟であるといえ、第3類型の訴訟は、喫煙者からの製造物責任を追及するものということでPL訴訟といえよう。

次に、具体的な判決を示すこととしたい。

第1類型の訴訟で、嫌煙権訴訟のリーディングケースといえる訴訟が、①国鉄（現JR：以下、「国鉄」と省略する）に対する禁煙車両設置請求事件（東京地判昭和62年3月27日判例時報1226号33頁）である³⁾。いまから20年ほど前までは、山陽新幹線のこだま号に1両の自由席車両が禁煙車として設置されているのを除けば、国鉄の列車には禁煙車両は存在していなかった。そこで、国鉄に対して全国の中・長距離列車に禁煙車両を新設するよう運動が展開されたが、なかなか事態は進展しなかったため、「手詰まり」状態を打開すべく訴訟が提起されたのが本件である。旧国鉄を利用している非喫煙者であって市民運動のメンバーである原告ら（全14名）は、国鉄が禁

煙についての適切な処置を講じていないために、健康などについて被害を受けたとして、国鉄、国鉄に対して監督責任を負っている国、タバコの有害性について適切な警告をなす義務を怠った旧専売公社（現日本たばこ産業株式会社）の三者を被告として、1980年（昭和55年）、国鉄に対して、全旅客列車のうち半数以上を禁煙車とすることを求め、さらに、タバコの煙による健康被害について、国鉄、国、そして専売公社に損害賠償を求めた。すなわち、本件は、禁煙車の設置および損害賠償を請求した事件である。

第2類型の具体的な判例としては、②名古屋南中学校事件（名古屋地判平成3年3月22日判例時報1394号154頁）がある。本件は、公立中学校の教諭が、地方公務員法46条（「職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関して人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が取られるべきことを要求することができる」）に基づき、中学校職員室における受動喫煙に対する措置として喫煙室設置の措置要求をしたが、名古屋教育委員会がそれを認めない判定を下したので、その判定の取消しを請求した事件である。なお、控訴審判決（名古屋高判平成4年10月29日判例時報1496号127頁）は、原告が他の中学校に転任したため、訴えの利益を欠くとして却下されている。次に、③東京都衛生研究所事件（東京地判平成3年4月23日判例時報1384号108頁、東京高判平成3年12月16日労働関係民集42巻6号940頁、最判平成4年10月29日労判619号6頁）がある。本件も、地方公務員法46条に基づく喫煙室設置、事務室等での禁煙措置を請求した事件である。以上の②と③は、いわば職場における「分煙」を請求した事例であるのに対して、④岩国市職員嫌煙権訴訟（山口地岩国支判平成4年7月16日判例時報1429号32頁）は、職場における「禁煙」を請求し

た事例である⁽⁴⁾。本件は、岩国市役所の職員で非喫煙者である原告が、市役所に対して、市役所が庁舎事務室を禁煙にしていなため、受動喫煙を余儀なくされ、健康を侵害されている旨および、禁煙にしていなことは安全配慮義務違反である旨を主張して、人格権に基づき妨害予防としての差止請求として事務室を全面禁煙にすることを求めるとともに、民法709条に基づいて、債務不履行または不法行為に基づく慰謝料として30万円の損害賠償を請求した事件である。さらに、⑤名古屋市立志賀中学校事件（名古屋地判平成10年2月23日判例タイムズ982号174頁）も全面禁煙を要求した事件である。本件は、名古屋市中学校内で全面禁煙がされていないこと（一応の分煙措置はとられていた事例である）が安全配慮義務違反ないし不法行為に該当するとして、100万円の損害賠償が請求された事件である。

第3類型の訴訟としては、いわゆる⑥タバコ病訴訟（東京地判平成15年10月21日判決判例集未掲載）がある⁽⁵⁾。本訴訟は、非喫煙者が提訴したのではなく、長年の喫煙が原因で病気になったとして、喫煙者である7名の患者（肺癌3・肺気腫3・喉頭癌1）が、日本たばこ産業（JT）と国に対して、損害賠償とともに、自動販売機での販売禁止、有害表示の強化、マナー広告を含めたコマーシャルの全面差止めなどを求めて、東京地裁に提訴した訴訟である。

2. タバコ訴訟における裁判所の考え方

以上の裁判では、実は、すべての事例で原告の請求が棄却されている。そこで、本節では、判決で請求を退けた判決理由を確認しておくこととしたい。

結論から言うと、日本の裁判官の共通する認識として、(1)受動喫煙の重大さの不承認

（受動喫煙の害は「人格権」に基づいて直ちに禁止をしなければならないほどの重大性はない）、(2)喫煙の社会的承認（喫煙は社会的に承認されている）、(3)受忍限度論（ある程度の受動喫煙は我慢しなくてはならない）、(4)建物構造上の困難（原告の求めるような受動喫煙の害を防ぐためには予算措置を伴う改築が必要となるが、それは当該建物の構造上困難である）、といった点を指摘することができ、これらの認識を踏まえて、原告の喫煙規制の要求をことごとく退ける結論を導き出しているのである。

以下、本節では、以上4つの理由の中身を確認することとする。

(1) 受動喫煙の重大さの不承認

まず、裁判所は、タバコの危険性を肯定する疫学的な研究結果や研究方法を疑問視するなど、受動喫煙の重大さを承認していない。

たしかに、受動喫煙が健康に及ぼす影響について、「疫学的知見としては、原告が挙示する証拠によっておおむねこれを認めることができる。そして、身体の健康に関する事柄である以上、受動喫煙を強いられないことの利益は十分に保護されなければならない」（上記②判決）との認識を示す判決もある。

しかし、たとえば、上記①判決では、「喫煙者の周囲にいる者は、喫煙者のたばこの煙の影響により、眼及び鼻の刺激、頭痛、咳、喉の痛み、しゃがれ声、悪心、めまい等の一過性の害並びに不快感を受けることがあり、列車内の受動喫煙によっても同様の害又は不快感を受けることがあるが、更に右の程度を超える具体的な健康上の被害がこれによって生じるかどうかは必ずしも明らかではない」として、受動喫煙の人体への影響が必ずしも明白ではないとの認識を示している。

上記④判決においても、「受動喫煙の慢性

影響については、非喫煙者に対していかなる危険が及ぶかにつき、……受動喫煙による曝露の時間及び量、個人の素因、素質及び健康状態の良否などの種々の条件に依存しているのであって、なお疫学的病理的な研究に待たざるを得ない部分があり、受動喫煙が原告に対して、先に認定した症状以上に、その生命、身体ないし健康に対していかなる影響を及ぼしているかについては、にわかには断じえない」との認識を示すとともに、「研究結果や研究方法については疑問を呈する見解もあること、さらには、受動喫煙による影響は、……受動喫煙の曝露の時間及び量その他諸種の条件の違いにより一様に論じえない性質のものであること等に照らすと、本件において原告が受動喫煙を強いられることにより前述した慢性影響が生ずる危険性がどの程度あるかを判断するには未だ証拠が不十分であるといわざるを得ない」との認識を示している。

上記⑤判決でも、「受動喫煙の身体に対する影響は、……曝露の時間及び量その他諸種の条件の違いにより変動し、一律に断じ得ない性質のものである」との一般論を示したうえで、「原告は勤務時間の少なくとも半分以上は教室で授業を行っており、その間はたばこの煙にさらされることはないこと、……他方、原告の自覚する受動喫煙の影響は、のどの痛み及び不快感、頭痛という程度のものにとどまるのである」との認識を示している。

以上のように、裁判所は、一般的に受動喫煙の結果、眼、鼻、喉の痛みなどの被害や不快感を受けることがあることは認められることは認めつつも、受動喫煙による健康被害は「一過的」なものであり、これによる健康上の被害は明らかではないと判断しているのである。すなわち、裁判所は、タバコの害は、「単なる不快感」（上記①④判決）、「迷惑感」（上記④判決）、「一過性の害」（上記①判決）

あるいは「比較的軽微な急性影響」（上記⑤判決）しか与えず、言い換えれば、受動喫煙が身体に及ぼす影響は重大であるとはいえないという理由のほか、受動喫煙が身体に及ぼす影響は明らかでないという理由（上記①④⑤判決）に基づき、原告の請求を退けているのである。

(2) 喫煙の社会的承認

次に、裁判所は、「喫煙は社会的に承認されているので、ある程度の受動喫煙は我慢すべきである」として、喫煙の社会的承認の風潮を違法性判断の基準としている。

たとえば、上記①判決では、「我国においては、従来喫煙に対しては社会的に寛容であり、喫煙者は、かなり自由に喫煙を享受してきた実態がある。……旅客の輸送を業とする被告国鉄としては、非喫煙者のみならず、喫煙者をも含む乗客全体を列車という限られた手段により、可能な限り快適な状態のもとに輸送することが、その業務の維持、発展のために必要であるから、被告国鉄が右のように喫煙が受容されている社会的実態をも考慮に入れた輸送の体制をとることは何等不都合なことではない」として、日本においては喫煙に対して社会的に寛容であり、喫煙者が比較的自由に喫煙を享受してきたという事実を「公知の事実」として認定している。

上記②判決でも、「身体の健康に関する事柄である以上、受動喫煙を強いられないことの利益は十分に保護されなければならない」としつつも、「他方、喫煙の嗜好及び習慣は長年にわたり社会的承認を受けて推移してきたところから、今なおそれに執着し、個人的嗜好の問題として他から容喙されることを好まない相当数の人の存在も無視することができず、健康被害が統計的手法によって示されざるをないこととの関係においても、受動喫

煙を強いられることをもって直ちに人格権の侵害として違法ということはでき」ないとしている。

上記④判決においても、「被告が庁舎管理権に基づき事務室を禁煙にせず、事務室における喫煙を許容していることが違法であり、差止請求が認められるためには、非喫煙者が受ける影響の程度のみならず、社会一般の喫煙に対する考え方、喫煙者と非喫煙者が同時に存在する職場における喫煙規制の状況等の諸事情を総合的に判断」することが必要であると、「社会一般の喫煙に対する考え方」を違法性判断の際の1つの基準としている。

上記⑤判決でも、「喫煙（受動喫煙を伴うことは当然の事理である。）は、我が国において個人の嗜好として長きにわたり承認されてきたところであり、非喫煙者も、職場における喫煙について若干の寛容さを持つことも依然として期待されているといわざるを得ないのであって、このような喫煙に対する世の大方の見方も、見過すべきでない」との判断を示している。

つい最近の上記⑥判決においても、「喫煙率が低下したとはいえ、約50パーセントの日本人男性が喫煙を続けているなど、たばこはし好品で社会になお定着しているものである」とし、喫煙習慣やタバコの害への認識が甘い社会の現状を追認している。

このように、裁判所は、「喫煙の社会的承認」を喫煙規制の請求を棄却する理由にあげのみならず、判決によっては、「喫煙への寛容さ」まで求めている（上記①⑤判決）。

(3) 受忍限度論

裁判所は、「タバコの煙は迷惑・不快であっても喫煙権を奪うことはできず、受動喫煙は不快の程度によっては我慢しなければならない」との認識を示している。

たとえば、上記①判決は、「受動喫煙の人体への影響の程度、喫煙に関する社会的受容の実情及び被告国鉄の輸送業者としての立場を総合して考えると、非喫煙者である乗客が被告国鉄の管理する列車に乗車し、たばこの煙に曝露されて刺激又は不快感を受けることがあっても、その害は、受忍限度の範囲を超えるものではない」との認識を示している。すなわち、本判決では、タバコの煙による健康侵害が人格権の侵害になりうることを根拠とする侵害行為の差止めの請求の可能性を是認しながらも、具体的健康被害の欠如、日本社会の喫煙に寛容な風土などの理由から、受動喫煙の害は受忍限度の範囲内であるとして、原告の請求をすべて棄却しているのである。

また、上記④判決でも、「職場環境をどのように設定するかについては一定の裁量権があるものと認められるところ、被告において、原告を含めた非喫煙者の健康に対する影響、その程度のほか、本庁舎が狭隘で独立した喫煙室を設置することができないという制約があること、原告が主張する廊下やロビー等を喫煙場所とした場合の影響、職員の喫煙者の割合、職員の喫煙に対する考え方等諸般の事情を考慮すると、現時点においては……喫煙対策をとることも裁量の範囲を逸脱したとはいえない」としたうえで、「以上の諸点を総合して考えると、原告の受動喫煙により受けた被害の程度は、未だ受忍限度の範囲を超えるものではない」との結論を導き出している。

(4) 建物構造上の困難

裁判所は、「分煙は理想であるが、建物の構造上困難な場合は、できるだけ足りる」との認識を示している。

たとえば、上記②判決では、「各措置要求

の申し立てを受けた被告としては、問題自体が必ずしも原告らの勤務校に特有なものでなくより一般的なものであること、物的施設としての喫煙室の整備には予算的裏付を必要とするが、より広い範囲の問題として考えた場合直ちには対応しかねる問題である」としたうえで、「現時点において原告らの求める措置までは必要がないとした被告の各判定は、行政庁の裁量の範囲内にある」との認識を示している。

上記④判決でも、「職場環境をどのように設定するかについては一定の裁量権があるものと認められるところ、被告において、原告を含めた非喫煙者の健康に対する影響、その程度のほか、本庁舎が狭隘で独立した喫煙室を設置することができないという制約があること、……等諸般の事情を考慮すると、現時点においては……裁量の範囲を逸脱したとはいえない」との認識を示している。

上記⑤判決でも、「両中学校の庁舎の構造上、物理的に他の場所に喫煙室を設けることは容易ではなく、現時点では最大限可能と思われる分煙措置を講じていることも認められる」ので、「原告の生命及び健康を受動喫煙の危険から保護するよう配慮すべき義務に被告が違反したとはいえない」との認識を示している。

3. タバコ訴訟における裁判所の考え方の検討

以上のように、裁判所は、原告の請求を棄却する法的根拠として、(1)受動喫煙の重大さの不承認、(2)喫煙の社会的承認、(3)受忍限度論、(4)建物構造上の困難、といった理由をあげている⁶⁾わけであるが、これらの理由は説得力を持っているのであろうか。

結論から言えば、タバコ訴訟における以上の裁判所の考え方は理解に苦しむものが少なくない。そこで、本節では、タバコ訴訟で裁

判所が示したこれらの理由ごとに検討するとともに、裁判所の考え方の間違いを指摘することとしたい。

(1) 受動喫煙の重大さの不承認

裁判所は、一般的に、受動喫煙の結果、眼、鼻、喉の痛みなどの被害や不快感を受けることがあることは認められるが、受動喫煙による健康被害は「一過的」なものであり、これによる健康上の被害は明らかではないと判断している。

しかし、裁判所は、受動喫煙の有害性に関してまったく理解していないと言わざるを得ない。世界的規模で積み重ねられてきている動物実験や疫学調査報告、人間を被験者にしての急性被害の実験データなどの結果、受動喫煙の被害が非喫煙者の健康や生命に重大な影響を与えることが医学専門家から報告されている。また、喫煙が喫煙者の人体にとって有害であることにとどまらず、喫煙者が出すタバコの煙に非喫煙者がさらされる「受動喫煙」もまた有害であるとの認識は、1970年代のアメリカにおける公的機関の報告、WHO（世界保健機構）の勧告を経て、70年代の終わりにはわが国においてもある程度共有されるようになっていた。

その後も、受動喫煙の慢性的影響を肯定する研究業績が増加しつつあるとする1987年の旧厚生省の「喫煙と健康-喫煙と健康問題に関する報告書」（通称「たばこ白書」）の指摘や、受動喫煙がアスベストと並ぶ最も危険なAクラスの発癌物質であるとする1993年1月のアメリカの環境保護庁（EPA）のレポートの存在などからみても、受動喫煙が非喫煙者の健康に及ぼす影響は明瞭なものとなっていたと考えられる。

2001年12月に報告された「喫煙と健康問題に関する検討会⁷⁾」報告書でも、近年受動喫

煙の健康影響についての研究が進み、肺がん、虚血性心疾患等の疾患のリスクを上昇させることが報告されているとともに、胎児や乳幼児に対しても、乳幼児突然死症候群の危険因子となりうるということが報告されている。

後述する受忍限度論は、受動喫煙による健康被害は「一過性」のものであるということ为前提としているが、その背景に受動喫煙に関する無知、無責任が存在していることが伺われ、到底認められるものではないであろう。

さらに、裁判所は、原告の提示する証拠によっては、受動喫煙によって肺がんなどの病気に罹患する危険の増大が証明されたとはいえないとしているが、この点は、証明責任の見地から問題とされるであろう⁽⁸⁾。

(2) 喫煙の社会的承認（日本社会では喫煙に寛容な風土なのか？）

タバコに寛容な日本の社会風潮を容認する理由も間違っている。たしかに、従来の日本の社会はタバコに寛大であったといえるかもしれない。しかし、それは、日本たばこ産業がタバコに関する情報を隠蔽し、青少年や若い女性をターゲットにしてタバコ拡販政策を展開してきたからである。WHOの世界各国に対する喫煙規制に関する度重なる勧告にもかかわらず、厚生行政をあずかる厚生労働省（旧厚生省）のこの方面の動きは鈍かったと言わざるを得ない。もしタバコに寛容な日本社会の風潮があるとすれば、それはタバコ拡販政策をとる財務省（旧大蔵省）と日本たばこ産業、そして厚生行政の怠慢が原因であると言わざるを得ない。裁判所は、以上のような本質的なことにはまったく触れず、列車内の煙害を受忍限度内とする理由として、「たばこに寛容な日本社会の風潮」をあげるのであって、まったくもって本末転倒している⁽⁹⁾。

また、喫煙の社会的承認（喫煙が広く国民

に許された嗜好であること）を嫌煙権否定の論拠とすることは、これまで非喫煙者にさんざん迷惑をかけてきたから、今後も認められるべきだというのに等しい。このような考え方は、いわば加害者の論理であり、到底認めるわけにはいかない。

なお、上記①判決では、喫煙の社会的承認を「公知の事実」と認定しているが、この事実認定自体にも多くの問題を抱えている。すなわち、そもそも日本社会が喫煙に寛容であるということが公知の事実といえるかという問題のほか、それを認定する際に、当事者にも何らかの主張・立証の機会を与えるべきではないかという問題なども指摘できよう⁽¹⁰⁾。

(3) 受忍限度論

裁判所は、「たばこの煙は迷惑不快であっても喫煙権を奪うことはできず、間接喫煙は不快の程度によっては我慢しなくてはならない」として、タバコ問題についても、いわゆる「受忍限度論」を採用している。

しかし、裁判所は、受忍限度論の内容をまったく理解していないと言わざるを得ない。従来、差止訴訟において用いられた受忍限度論の内容は、被侵害利益の種類ないし性質と加害行為の態様とを比較して、被侵害利益が軽微である場合には、加害行為の持つ公共性が高く評価され、差止が認められにくくなるというものである。たとえば、新幹線や空港などの付近住民が騒音や振動被害を受けているような場合でも、他方輸送力の増大などの公共の利益とのバランスを考えて、（周辺住民の持つ健康などについての利益と、公共輸送のための不可欠の施設としての空港の公共性とを秤にかけて）場合によっては被害住民に受忍してもらわざるを得ないような状況で使われることがある理論である。すなわち、簡単に言えば、受忍限度論は、加害行為の持つ公共性が被侵害利

益を凌駕する場合に、加害行為の差止めを認めないという考え方といえよう。少なくとも指摘できることは、受忍限度論は、加害行為に公共性が存在する場合に用いられる理論であるということである。

では、この受忍限度論を受動喫煙問題に当てはめた場合に、加害行為に公共性が存在し、それは被侵害利益を凌駕するものなのであるか。

たとえば、上記①判決の事例をみた場合、受動喫煙による被侵害利益が軽微なものであるという判旨の前提はそのまま承認するとしても、加害行為の公共性が存在し、それは被侵害利益を凌駕するものであるとは到底思われぬ。本件では、喫煙者を相手とするのではなく、国鉄に対して訴訟が提起された。とすると、受忍限度論に立ったとして、原告の侵害されたとされる利益と比較される、加害行為の持つ公共性とはいったい何を意味しているのであろうか。本件において、被侵害利益たる原告の利益と対置されているのは、輸送機関としての業務そのものではなく、禁煙車両を接続しない列車を運行させる行為である。すなわち、本件でいうところの国鉄の加害行為とは、列車内における喫煙行為を放置したことにより非喫煙者に受動喫煙を強いたことであろう。そのことと、公共性が認められる国鉄の輸送機関としての役割とはどのように結びつくのであろうか。たとえば、新幹線沿線に住む住民が、新幹線の騒音・振動によって健康被害を受けたとして新幹線の騒音制限を求めた事例の場合、公共輸送機関としての新幹線から発する騒音・振動が問題となったのであるから、加害行為の持つ公共性という理解は難しくない。これに対して、本件の場合に加害行為の持つ公共性が何であるかイメージできるであろうか。

上記①判決は、社会に喫煙者が多く、かつ、

社会自信も喫煙に対して寛容であるなどの事実がある以上、全列車に禁煙車を接続することは、被告の公共輸送機関としての使命に抵触するとしている。しかし、社会の半数以上が非喫煙者であるという事実を前提とし、かつ、客車の半数程度を禁煙車とすることが原告の請求であることを考えれば、請求を認めて被侵害利益の救済を図っても、国鉄業務の公共性を損なうとは考えにくい¹¹⁾。

そもそも、タバコ訴訟の場合、利益の公共性がうたわれても、その実質的内容は私益と私益の争いと捉えられることが多く、その意味では受忍限度論を用いることはふさわしくないといえる。とりわけ、上記④判決のような職場での喫煙規制に関わる事件で、本来、私益と公益の調整原理として受忍限度論を用いることに対しては、この根拠が不明確であるといえよう。

以上のように考えると、公益と私益の衝突を調整する原理である「受忍限度論」が、受動喫煙問題の解決に有効な調整の道具であるとは到底思われぬ¹²⁾。

(4) 建物構造上困難論

受動喫煙の害を防ぐためには予算措置を伴う改築が必要になる場合がある。この点につき、②の判決において、裁判所は、「分煙は理想だが建物の構造上困難な場合には、できるだけで足りる」として、いわゆる建物構造上困難論を展開している。

しかし、できるだけ分煙対策で足りるという方法は、喫煙者の喫煙する自由を前提とした対策であるばかりでなく、非喫煙者の「受忍限度論」を前提とした対策といえる。すなわち、できるだけ分煙対策という場合、非喫煙者に対して「我慢」を要求していることと同じであり、いわば非喫煙者の犠牲の上に成り立っているといえる。

そこで、本来であれば、建物の構造上困難な場合には、当該建物における喫煙は全面的に禁止するという視点が必要であろう。そもそも、建物を全面禁煙にしたところで、さほど予算はかからないはずである。というよりも、全面禁煙にすれば、清掃費用もかからない。裁判所の建物構造上困難論の考え方には、以上の視点が欠けている。しかも、建物内を全面禁煙にする方が、間違いなく受動喫煙の害を防ぐ効果は大きい。

第3章 タバコ問題の構造と基本的な視点 (たばこ問題の基本的な考え方)

タバコ訴訟における問題点を踏まえて、今後の法制的課題を示す前に、タバコ問題の構造と基本的な視点を確認しておくこととした。

1. 喫煙者と非喫煙者の利害の対立構造

タバコの問題を考察するに当たって、喫煙者と非喫煙者の利害がどのように対立しているかを確認しておくこととする。

まず、喫煙者は自らの意思で喫煙するが、非喫煙者は自分の意思とは関係なく日常的にタバコの煙にさらされる。すなわち、非喫煙者は、いわば無理矢理にタバコの煙を吸わされているのである。非喫煙者がタバコの煙によってさらされ吸引させられることを「受動喫煙」というが、「間接喫煙」、「不随意喫煙」、「強制喫煙」あるいは「環境たばこ煙への曝露」などといわれることもある⁽¹⁾。喫煙者にとっては、タバコの煙は「小さいこと」かもしれない⁽²⁾が、非喫煙者にとっては、喫煙者の吐き出すタバコの煙は不快以外の何物でもない。しかも、受動喫煙問題は、快、不快というレベルで済まされるほど軽いものではなく、非喫煙者の健康被害をもたらすという意

味で、非喫煙者の健康権、人格権に関わる現代最大の人権問題の1つともいえる。

次に、非喫煙者は受動喫煙の被害を一方的に受けるだけである。すなわち、非喫煙者はタバコからは迷惑を被るだけで、何ら利益を得るところはない。また、タバコ問題の場合、自動車公害などと違って、加害者である喫煙者と被害者である非喫煙者の間には、立場の入れ替わる互換性もない。したがって、非喫煙者が加害者となることは考えられないので、非喫煙者は、いつまで経っても得なことは何1つない。

2. 喫煙の自由（喫煙権）

前述したタバコ訴訟の諸判決では、その文言などから、受動喫煙を強いられないことの利益に対して、長い間社会的に承認されてきた個人的嗜好としての「喫煙の自由」を対置させていると捉えることができる。このように捉えた場合、喫煙の自由（喫煙権）をどのように解するかが重要となる。そこで、本節では、喫煙の自由（喫煙権）について確認することとする。

今日、未成年者の喫煙は、未成年者喫煙禁止法（明治33年3月7日法律第33号）で禁止されている（同法1条）。しかし、成人の喫煙は許容されており、喫煙はたとえ有害でも、喫煙をとるか健康をとるかはその人の自由選択の問題とされている。

喫煙の自由（喫煙権）の実定法上の根拠であるが、最高裁昭和45年9月16日大法院判決（民集24巻10号1410頁、判例時報605号55頁）は、「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれ」とし、喫煙の自由を憲法上の権利として認めるかのように述べている。ただし、上記最高裁判決と同じように解する学説もあるが、最近の学説は、その仮定的な言い回しや人権のインフレ化を懸念

して、喫煙の自由（喫煙権）を憲法上の権利として位置づけることに對して否定的である⁴³。

次に、喫煙の自由（喫煙権）は、あらゆる時・場所において保障される性質のものなのであろうか。もちろん、喫煙の自由（喫煙権）といっても、それは決して吸いたい放題にしてよいということを意味するものではない。この点につき、前述の最高裁昭和45年判決は、「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」としている。すなわち、喫煙の自由（喫煙権）にも限界があり、あらゆる時・場所において保障されるわけではない。

では、喫煙の自由（喫煙権）にはどのような限界があるのであろうか。一般的に、人権の限界として、具体的には、以下のものをあげることができよう⁴⁴。第1に、人権の行使が、他人の生命や健康を害するようなものであってはならない。第2に、他人の人間としての尊厳を傷つけてはならない。第3に、他人の正当な人権の行使を妨げてはならない。以上からも伺えるように、喫煙の自由（喫煙権）は、喫煙するとしなないと個人が自由に決定できるといっても、他の誰にも迷惑をかけることではないということが前提となっていることに注意する必要がある。すなわち、喫煙の自由（喫煙権）は、人権の本質上、他に迷惑をかけないことを「内在的制約」としている。

これまで（現在でも？）、喫煙者は、どこでもいつでもタバコを吸い、どこにでも吸殻を捨ててきた。自分の行為が周囲の者にどれほどの苦痛を与えているかなど全く気にすることなくタバコをスパスパ吸って来た。この有様は、喫煙の自由というよりも、喫煙者の横暴とでもいうべきであらう。

ただし、先ほど、成人の喫煙は許容されており、喫煙はたとえ有害でも、喫煙をとるか健康をとるかとは本人の自由選択の問題とされていると述べたが、タバコの場合、タバコのリスクに関する情報が十分に浸透しておらず、また警告も不十分であり、自由選択をするうえで必要な情報が消費者である喫煙者に提供されていないという点に注意する必要がある。しかも、タバコの場合、依存性があり、喫煙者自身の意思でタバコをやめることは非常に困難である。各種の調査でも喫煙者の3人に2人が「禁煙したい」と考えているのに吸い続けるのは、タバコに含まれるニコチンに強い依存性があるからといえ、禁煙したいと思っても禁煙できないのである。タバコ会社は、その依存性をフルに利用しているのである。この点につき、上記⑥判決（「タバコ病訴訟」）では、「たばこには、たばこ煙中に含まれるニコチンの作用による依存性があり、喫煙習慣がついたあとの禁煙には困難を伴うものの、その依存性の程度は、身体依存については心理的症狀がほとんどで依存の程度は微弱であり、精神依存についても、ある程度の依存はあるものの、その程度は禁制品やアルコールより格段に低く、喫煙者自身の意思及び努力による禁煙ができないほどのものではないと認められる」と判断しているが、まったくもって納得できない。

3. 非喫煙者の権利（嫌煙権）

次に、非喫煙者の権利（嫌煙権）も確認しておく。

閉鎖空間や密集空間での喫煙は公害工場の煙にも比するもので、周辺にいる非喫煙者に不快感のみならず健康被害をも与えることが明らかとなって来た。そこで、非喫煙者は、「嫌煙権」を提唱するようになったわけである。もっとも、嫌煙権には、確立された定義

というものはないように思われる¹⁷⁾が、本稿では、とりあえず、嫌煙権を「タバコによって汚染されない清浄な空気を吸う権利」と定義しておく。それよりも、嫌煙権は、具体的にどのようなことを要求する権利なのかを確認の方が意義があるように思われるので、以下では、嫌煙権が要求する内容を確認しておく。

嫌煙権訴訟で活躍している伊佐山芳郎弁護士によると、「嫌煙権とは、非喫煙者の意志に反して他人のたばこ煙を受動的あるいは間接的に吸わされる結果、かなりの健康障害を受ける点に着目し、これを『たばこ公害』と位置づけて、非喫煙者の健康といのちを守るために、公共の場所や共有の生活空間での喫煙規制を訴える権利主張」である¹⁸⁾。すなわち、嫌煙権は、具体的には、公共の場所や共有の生活空間における喫煙の制限を求めるものであるといえる。このように、嫌煙権は、喫煙者の喫煙の自由に干渉するものではなく、単に、公共的な場所における喫煙の制限を主張しているにすぎないという特徴を指摘することができる。

嫌煙権の実定法上の根拠も問題となる。前述①判決で、専売公社は、「タバコの煙によって汚染されていないきれいな空気を吸う権利は何ら実定法上認められたものではなく、タバコの煙によって精神的苦痛を被ってもそれは法律上保護された利益が侵害されたことにはならない」と主張する。このように、公法上の規制がないから汚染が許容されるという主張は、公害訴訟で加害者側がよく持ち出す論理であるが、四日市喘息訴訟等の判例で否定されている。そもそも、空気を呼吸する権利は実定法上のどこにも規定がないが、それは憲法や法律で改めて創造しなくても人間が生まれながらにして持つ当然の権利である。一定の清浄を保つ空気を吸う権利にして

も同様である。この権利を、人格権の一内容とみて、憲法13条の幸福追求権に根拠を（確認的に）求めてもよいが、いずれにせよ、法律上の禁止がなくてもこれらの権利を侵害してはならないことは明白であろう¹⁹⁾。

ところで、人権の構造については、背景的権利、法的権利、具体的権利という動的段階構造としてとらえる考え方がある。すなわち、具体的権利や法的権利がそれぞれ裁判所や立法・行政を拘束するのに対して、背景的権利は、「各人各様の立場にそって、これこそ人間にとって大事なものだとして主張される権利」ととらえる考え方である²⁰⁾。嫌煙権訴訟では、嫌煙権について、裁判上の判断基準たりうる権利としての人権というほどまでには成熟していないという判断を示しているが、この訴訟における嫌煙権の主張は、以上の考え方に従えば、背景的権利に近いものと考えられる。背景的権利は、裁判所や立法・行政を拘束するわけではないので、背景的権利を主張することはさほど重要ではないという考えもあろうが、背景的権利は、その後の裁判所の判断や立法、行政的措置によって、その権利内容の特定化を進めることになると考えられるから、背景的権利を主張することの重要性は少なくないといえよう²¹⁾。

4. 喫煙権と嫌煙権との関係

嫌煙権という発想には反発も少なくなく、またその前提として誤解も多い。たとえば、ある世論調査によると、「人の好みに干渉するのはよくない。タバコを吸うのは個人の自由であり、禁煙の押し付けは御免だ」として、嫌煙権に反対する者がいる。しかし、これは、嫌煙権を誤解しているか、さもなければ喫煙の自由の特権を主張しているかのどちらかである。そこで、以下では、繰り返しになるかもしれないが、喫煙の自由（喫煙権）と嫌煙

権の関係を確認しておく。

第1に、嫌煙権は、喫煙者の喫煙の自由に干渉するものではない。すなわち、嫌煙権は、「タバコをやめなさい」あるいは「全面的に禁煙すべきだ」などと主張しているわけではない。そうではなく、「喫煙者がタバコを吸うのは自由であるが、非喫煙者の吸う空気までは汚さないでくれ（周りには迷惑をかけないでくれ）」と主張しているにすぎない。前述のように、喫煙権は人権の本質上他に迷惑を与えないことを内在的制約としているが、嫌煙権は、いわば、喫煙の自由の内在的制約を顕在化させているにすぎない。

第2に、嫌煙権は禁煙を押し付けているわけではない。嫌煙権は、喫煙者の喫煙の自由を認めたとうえで、公共的な場所における喫煙の制限を主張しているにすぎない。すなわち、嫌煙権は、単に、喫煙の場所的制限を制度化することを訴えているにすぎない。したがって、嫌煙権は、喫煙者に対して「全面的な」禁煙を押し付けているわけではない。

以上のように考えると、喫煙の自由と嫌煙権とは必ずしも相反するというものではなく、両者を両立させる余地があることがわかる。

前述のように、裁判所は、「喫煙者の利益」と「非喫煙者の利益」との「利益考量」をしたうえで、「喫煙の社会的承認」への配慮を求める特殊な「受忍限度論」を採用している。たしかに、「喫煙者の利益」と「非喫煙者の利益」との考量をすべきであることはその通りである。しかし、「非喫煙者の利益」を劣後させて「受忍せよ」という結論を導き出すことはできない。むしろ、「喫煙者の利益」と「非喫煙者の利益」の両者を両立させる「分煙」の道こそが模索されるべきであり、しかもそれを、個々人の意識レベルで広く社会に行き渡らせることが肝要といえよう²⁹。

もっとも、嫌煙権は、喫煙者に対して「全面的な」禁煙を押し付けているわけではないとはいえ、喫煙の場所的制限を要求するものであるので、喫煙者の側からすると、「喫煙の場所を制限されたら、喫煙者が喫煙する場所はほとんどなくなる」と反発することもある。しかし、現状では、逆に非喫煙者が清浄な空気を吸う権利がほとんどなく、汚された空気の受動的喫煙を押しつけているのは喫煙者である。また、喫煙者用には、喫煙場所を設ければすむことであり、また、喫煙者といえども1～2時間禁煙することぐらいは受忍限度の範囲内のはずである。

なお、喫煙の権利は多数決では奪い得ないとの疑問を出す向きもあるが、喫煙の権利は他人の生存のために呼吸する空気を一時の快楽のために汚染する権利まで含むものではないはずである。したがって、非喫煙者が絶対少数でもその者の同意がないかぎり、ほぼ全員が喫煙に賛成でも、みんなのものである空気を一方的に一定基準を超えて汚染することは許されない。多数決で奪い得ないのは喫煙権ではなく、非喫煙者の清浄な空気を吸う権利である³⁰。

5. 嫌煙権、喫煙はモラルの問題？

嫌煙権などとやたらに権利を振り回すべきではない、本来はモラルやマナーの問題で、良識をもって解決すべきだとの主張がある。たしかに、モラルや良識をもって解決できればそれに越したことはない。しかし、モラルや良識では解決できない。たとえば、わが国の喫煙者の中で、「タバコを吸ってもよろしいですか？」と一言断って吸うエチケットをわきまえた紳士がどれほどいるのであろうか。ほとんど（ほぼ100%）の喫煙者は、職場、食堂、喫茶店、路上など、いつでもどこでも、周囲の迷惑などまったく気にすること

なく、傍若無人にプカプカとタバコを吸っているのではなかろうか。また、禁煙を求められて、素直に応じる者も、少なくとも私の経験では皆無である。さらに、タバコを吸った後も、路上等に平気で吸殻を捨てているのではなかろうか。少なくとも、私は、いままで（33年の人生の中で）路上喫煙している者が吸殻を路上に捨てなかった光景をほとんど見たことがない。このような喫煙者に対して、モラルや良識による解決が期待できるであろうか。モラルや良識では解決できないから、非喫煙者はやむにやまれず嫌煙権を主張しているのである。

したがって、この問題を喫煙者のモラルに期待する限り非喫煙者は常に被害に泣かざるを得ないのであって、加害者のモラルに期待する限りは何の解決にもならない。他方、非喫煙者が、遠くに少しでも煙を見ればさっそく抗議するというのは行き過ぎであろうが、嫌煙権論者がそうした非良識的行動をとっているとは思えない。よって、嫌煙権の問題をモラルの問題にとらえる限りは、目下のところでは、専ら喫煙者に味方し、非喫煙者の窮状をまったく理解しない結果となるであろう。

6. タバコの規制（喫煙規制）は憲法上許されるのか？

喫煙が憲法上の権利である根拠として、最高裁昭和45年9月16日大法廷判決（民集24巻10号1410頁、判例時報605号55頁）が引用されるが、本判決では、拘留所当局による未決拘禁者の喫煙禁止に関連して、「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」と述べており、最高裁の判決の趣旨は、むしろ、喫煙規制が憲法13条の公共の福祉による人権

制限として許容されると指摘する点にあったといえる。また、従来、喫煙規制は、防火、青少年保護、拘禁施設の秩序維持などの公共の利益を客観的に保護する制限として認められてきたといえる。

喫煙は、喫煙者個人の健康に悪影響を及ぼすばかりではない。受動喫煙についても、非喫煙者の健康に及ぼす影響という点では、受動喫煙の慢性的影響を肯定する研究業績が増加しつつあるとする厚生省のたばこ白書の指摘や、受動喫煙がアスベストと並ぶ最も危険なAクラスの発癌物質であるとする1993年1月のアメリカの環境保護庁（EPA）のレポートの存在などからみて明瞭なものとなっていると考えられる。また、社会的にみても、それら健康を損なわれた喫煙者、非喫煙者にかかる医療費の増大、喫煙の結果疾病に罹患した人々の生産性の低下など多大な経済的損失をもたらしているといえる。その意味で、政府は、喫煙によってもたらされる国民の健康への悪影響、とりわけ疾病への罹患を防ぎ健康を維持するという点に関して、きわめて強い政府利益を持つと考えられる。したがって、喫煙の自由が憲法上の権利として認知することに対しては疑問があることともあわせて、当該喫煙規制が公共の場所、列車、職場などのそれぞれ有する公共性に応じた合理的な方法、態様のものである限り、当然、その規制は憲法上許容される²⁴⁾。

以上より、国民の健康を維持するという観点から行なう喫煙規制については、もっと規制を強化すべきであるというように、発想を転換する必要がある。ちなみに、アメリカでは、国民の健康を維持するという観点から行なう公共の場所、特に職場における喫煙規制は合憲とする考え方が広く認められるに至っている²⁵⁾。その際、喫煙者の喫煙の自由と、非喫煙者の健康（権）とが対立する場面もあ

ると思うが、そのような場合には、非喫煙者の嫌煙（権）を優先するという視点が必要である。ちなみに、1989年7月、ヨーロッパ共同体（EC）は公共の場所における禁煙対策をとりいれるべく決議を採択したが、その決議では、争いが生じた場合非喫煙者の健康の権利を喫煙者の喫煙する権利よりも優先するとみなしている。

第4章 今後の法制的課題 （タバコ政策の方向性）

タバコをめぐる法規制の日本法の特徴として、行政的喫煙規制が、比較法制度的にみても際立って弱いことが指摘できる。それが、国際的真空地帯を生み、外国タバコ業者の進出を誘発している。

現在、我が国においてタバコに対して何らかの規制をしている法律としては、未成年者喫煙禁止法、たばこ事業法（もっとも、同法は、規制というよりはタバコを推進している面が強い悪の元凶であるが……）などがあげられ、最近では、健康増進法も策定された。また、現在の多くの自治体で、いわゆる「歩きタバコ禁止条例」や「タバコ自動販売機規制条例」などが策定されてきている。このように見てみると、日本も一昔前と比べると状況は変化してきているが、それでも諸外国、特に先進諸国と比較すると、まだまだ「喫煙者天国」というべき状況に変わりはない。

しかし、タバコ問題の構造と基本的な視点を踏まえれば、何らかの喫煙規制は不可欠である。そこで、以上の法律や条例を踏まえつつ、諸外国の動向も参照しながら、わが国における今後の法制的課題をあげることとした。なお、今後の喫煙規制のあり方を考察するに当たっては、(1)非喫煙者の被害を防止し、健康を保護するという視点から、「受動喫煙

防止施策」を充実させることはもちろんであるが、(2)現在、未成年者による喫煙が顕著であり、未成年者を保護するという視点から、「未成年者の喫煙防止施策」も必要である。さらに、(3)喫煙者も「やめたいけれどもやめられない」という面があり、喫煙者の健康を保護するという視点から「喫煙者減少施策」も必要である。

以上3つの視点から、以下、本章では、今後の喫煙規制の方向性を示すとともに、具体的な法制的課題を示すこととしたい。(1)「受動喫煙防止施策」の視点からは、①公共の場所・共有する生活空間における喫煙規制、②職場での喫煙規制、③歩行喫煙（歩きタバコ）規制などが考えられる。(2)「未成年者の喫煙防止施策」の視点からは、①学校における全面禁煙、②タバコの宣伝広告の全面的禁止、③ドラマ・映画における喫煙シーンの禁止、④タバコの自動販売機の全面禁止、⑤タバコ税の大幅値上げ、などが考えられる。(3)「喫煙者減少施策」の視点からは、①タバコの宣伝広告の全面的禁止、②ドラマ・映画における喫煙シーンの禁止、③タバコの自動販売機の全面禁止、④タバコ税の大幅値上げのほか、⑤タバコの有害表示の義務化が考えられる。

以下、3つの視点ごとに詳しく考察する。

1. 受動喫煙防止施策

受動喫煙防止施策として、(1)公共の場所・共有する生活空間における喫煙規制、(2)職場における喫煙規制、(3)路上喫煙（歩きタバコ）の規制強化（全面禁煙）などの喫煙規制のほか、場合によっては、(4)喫煙制限法の策定が必要である。

- (1) 公共の場所・共有する生活空間における喫煙規制
非喫煙者を保護するという視点から、「公

共の場所」あるいは「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」における受動喫煙を防止するため、これらの場所での喫煙を制限する法制度が必要である。たしかに、喫煙を制限するということで、喫煙者の喫煙の自由が制限されることになるが、前述のように、喫煙の自由には、他に迷惑をかけない限りという内在的制約があり、他の者（非喫煙者）に迷惑をかけるような場所（「公共の場所」あるいは「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」）での喫煙を制限されたとしても、それは受忍限度の範囲内と考えるべきである。

最近になってようやく、厚生労働省所管の健康増進法（平成14年8月2日公布法律第103号）が2002年7月26日に成立し、2003年5月1日に施行されたが、同法第25条で、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」として、「受動喫煙の防止」に関する条項が設けられた。なお、健康増進法第25条の対象となる施設として、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店」が明示されているが、同条における「その他の施設」としては、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むほか、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」に含むものと解されている（平成

15年4月30日厚生労働省健康局長通知（健発第0430003号））。

以上から推察すると、健康増進法は、「公共の場所」あるいは「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」として、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店」のほか、「鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設」、「鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船」を念頭においているといえよう。

これら「公共の場所」あるいは「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」においては、適切な喫煙対策が必要である。施設における適切な喫煙対策の方法としては、当該施設全体を常に禁煙とする方法（全面禁煙）と、一定の要件を満たす喫煙室等でのみ喫煙を認めそれ以外の場所を禁煙とすることにより受動喫煙を防止する方法（空間分煙）がある。とすると、どのような施設を全面禁煙にして、どのような施設を空間分煙にすべきかが問題となる。この点につき、旧厚生省が1996年3月に発表した「公共の場所における分煙のあり方検討会報告書²⁹⁾」によると、屋内の場所を、①禁煙原則に立脚した対策が望まれる場所（保健医療機関、教育機関、官公庁）、②分煙対策を強く推進することが望まれる場所（公共交通機関、金融機関、博物館等、運動施設等）、③事業主の主体性に基づいて適切な分煙対策を推進することが望まれる場所（飲食店、販売業、宿泊施設、娯楽施設、遊技場等）の3つにわけ、喫煙対策の程度に違いを設けている。

以下では、以上の報告書で示された分類を参照しつつ、①禁煙規制（全面禁煙）とすべ

き施設と、②分煙規制が要求される施設、とに分けて考察することとしたい。

① 禁煙規制（全面禁煙）とすべき施設（「公共の施設」における喫煙規制）

筆者が考えるに、全面禁煙にすべきか空間分煙にすべきかの一般的な1つの基準として、「健康促進等の社会的な（公共性のある）役割を担っている施設なのか」あるいは、「未成年者が利用しなければならない施設なのか」といった基準があげられるように思われる。すなわち、「健康促進等の社会的な（公共性のある）役割を担っている施設」あるいは「未成年者が利用しなければならない施設」であれば禁煙規制（全面禁煙）とし、そうとまではいえない施設については、分煙規制（空間分煙）とするのである。

以上の基準に従うと、健康増進法で列挙されている施設の中で、保健医療機関（病院）、教育機関（学校）、官公庁施設、公共交通機関（鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船）については、分煙規制（空間分煙）で済ませるのではなく、よほどのことがない限り、原則として禁煙規制（全面禁煙）にすべきであると考えている。さらに言えば、これらの施設における喫煙に対しては罰則規定を設けることによって、実効性を担保する必要があるように考える。

なお、最近の動向として、保健医療機関については、とりわけ健康増進法制定以降、「全面禁煙」とした機関がほとんどになったように思われるし、公共交通機関についても、嫌煙権訴訟提起後、また健康増進法の制定後、かなり改善された。しかし、教育機関、官公庁施設については、改善の兆しは見受けられないものの、まだまだといった感じである。た

例えば、厚生労働省では、2003年8月26日、2004年4月から1Fの喫煙室と喫茶店を除き全面禁煙にする事を決めたが、とりわけ、不特定多数の人が利用する飲食店での喫煙を認めるのは、受動喫煙防止対策としては実に甘いと言えよう。喫煙規制を積極的に推進すべき官庁である厚生労働省の施設ですら「全面禁煙」とはなっていないというのが、日本の官公庁施設の現状なのである。

一方、フランスでは、公共の場所での喫煙は複数の法律により厳しく規制されている。たとえば、閉鎖空間、屋根付きの公的な空間および職場、あらゆる輸送機関、公立および私立学校、大学、高校での喫煙は禁止されているほか、喫煙区域以外での喫煙に対しては、600～1300フラン（91～198 ECU）の罰金が課せられる。わが国も、フランスを見倣ってほしいものである。

② 分煙規制が要求される施設（「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」における喫煙規制）

次に、健康増進法で列挙されている施設の中で、保健医療機関、教育機関、官公庁、公共交通機関以外の施設については、当面のところは、全面禁煙とまではしないけれども、適切な喫煙対策として、一定の要件を満たす喫煙室等でのみ喫煙を認め、それ以外の場所を禁煙とすることにより受動喫煙を防止する方法（空間分煙）が要求される。これら分煙規制（空間分煙）とすべき施設は、「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」といえるように思われるが、「公共性の程度」によって喫煙規制の程度を分ける必要があるように思われる。すなわち、健康増進法で列挙されている分煙規制（空間分煙）とすべき施設を、「厳格な分煙規制が要求される施設」と「分煙規制が要求される施設」とを分け、同じ分

煙規制（空間分煙）を要求するとしても、その程度に差を設けるのである。

まず、「厳格な分煙規制が要求される施設」は、いわば「公共性の高い」施設である。たとえば、健康増進法で列挙されている施設の中でいえば、体育館、集会場、金融機関、美術館、博物館、屋外競技場などがあげられよう。これらの施設については、施設の管理者に対して、受動喫煙を防止するために必要な措置（厳格な空間分煙）を講ずる義務を課すとともに、措置を講じていない場合には、当該管理者に対して改善命令、場合によっては、罰則を科すという法システムが望まれよう。

一方、「分煙規制が要求される施設」は、「そこまでは公共性が認められない」施設である。たとえば、百貨店、飲食店、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、遊技場、娯楽施設などがあげられよう。これらの施設については、必ずしも公共性が認められるわけではないし、非喫煙者によっても、常時利用するものでも利用を強制されるものでもない。そこで、これらの施設については、受動喫煙を防止するために必要な措置（空間分煙）を講ずる義務を課すけれども、罰則規定は何も設けないという法システムが妥当であろうか。

もっとも、全面禁煙が期待される施設でなく、分煙規制（空間分煙）で足りるとされる施設であっても、「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」については「原則禁煙」という視点を忘れてはならない。すなわち、「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」における分煙規制を実施するに当たっては、(1)分煙を徹底するとともに、(2)分煙できないのであれば全面禁煙、という視点を忘れてはならないであろう。また、施設の管理者の意識を変え、分煙を徹底するためにも、施設の管理者の「受動喫煙の防止」は、現行の健康

増進法のように努力義務とするのではなく、義務とすべきであろう。

(2) 職場での喫煙規制

健康増進法では、施設における受動喫煙の防止は要求しているものの、職場における喫煙規制は直接には要求していない（「事務所」が職場を念頭においたものであるかもしれないが……）。しかし、受動喫煙の問題を考えるに当たっては、職場における喫煙規制の問題を避けては通れない。

本稿第2章で取り上げた諸判決（②③④⑤判決）は、職場における喫煙規制を要求した訴訟であるが、裁判所はすべての判決において原告の請求を棄却している。しかし、職場は、非喫煙者が同僚の喫煙者と1日のうちのかなりの時間を共有して過ごさなければならぬ場所である。その意味で、職場での喫煙は、列車や公共の場所での喫煙に比べて、非喫煙者が受動喫煙による影響を避ける手段が限られるとともに、受ける影響も大きいものとなりやすい。そのため、厳格な喫煙制限が要求される。

厚生労働省は、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、一層の受動喫煙防止対策の充実を図るため、旧ガイドライン（平成8年2月21日付け基発第75号）を見直し、新たに「職場における喫煙対策のためのガイドライン（「新ガイドライン」）」（厚生労働省発表平成15年5月9日）を策定した⁶⁷⁾。適切な喫煙対策の方法としては、事業場全体を常に禁煙とする方法（全面禁煙）と、一定の要件を満たす喫煙室又は喫煙コーナーでのみ喫煙を認めそれ以外の場所を禁煙とすることにより受動喫煙を防止する方法（空間分煙）があるが、本ガイドラインは空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定したものである。

しかし、まだまだ不十分である。たしかに、「有効な喫煙対策機器を設置した場合」には、事務室・会議室・応接室・食堂等での喫煙を可能としていた旧ガイドラインと比べると一歩前進であるが、ガイドラインでは、「設置に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること」とされており、場合によっては喫煙コーナーで足りるとしている。しかし、本来であれば、喫煙室を設置できないのであれば、全面禁煙にすべきである。

そもそも、分煙規制（空間分煙）の中でも、喫煙コーナーを設置することで済ませるといふ方法は、喫煙者の喫煙する自由を前提とした方策であるだけでなく、非喫煙者の「受忍限度論」を前提とするものである⁶⁹。すなわち、喫煙コーナーを設置することで済ませるといふ方法は、いわば非喫煙者の犠牲の上に成り立つ方法といえる。

そのため、もし建物の構造上、喫煙室を設置することが困難なのであれば、「全面禁煙」にすべきである。すなわち、喫煙室の設置については別に義務づける必要はなく、それこそ裁判所が示すように「建物の構造上困難な場合には、できるだけ足りる」ということでよいと思うが、喫煙室の設置が「建物の構造上困難な場合には全面禁煙」にすることを義務づけるべきである。

ちなみに、アメリカでは、職場での喫煙規制について、有名なシンプ婦人事件判決以降多くの判例によって、コモン・ロー上徐々にではあるが、非喫煙者の権利が認められつつあるという⁷⁰。アメリカの場合、公的な場所や職場での禁煙が各州の法律で義務づけられているという前提があるものの、職場での喫煙規制に関する訴訟においては、社会が容認している「嗜好としての喫煙」という評価や、

被害が「受忍限度」を超えないと非喫煙者は救済されないとか、建物の構造上仕方がないといったような、職場での喫煙規制に対する遠慮や躊躇がないのが特徴である⁷¹。

また、ガイドラインで済ませるのではなく、フランスのように、閉鎖空間、屋根付きの公的な空間および職場における喫煙は、法律で禁止すべきである。

(3) 路上喫煙（歩きタバコ）の規制強化

健康増進法では、「公共の施設」あるいは「共有する生活空間」における受動喫煙の防止を求めているが、路上喫煙（歩きタバコ）の受動喫煙対策についてはまったく触れていない。しかし、路上喫煙に対しては、受動喫煙対策のほか安全上の理由から、喫煙規制を強化する必要がある。具体的な規制の内容としては、路上喫煙を全面的に禁止するほか、タバコのポイ捨てに対する罰則も強化すべきである。

路上喫煙に対する規制については、地方公共団体による条例が先行している。たとえば、2002年6月24日、東京都千代田区で、「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例（平成14年千代田区条例第53号）」が可決成立し⁷²、2002年10月1日から施行された。この条例では、「路上禁煙地区」を指定（21条1項）したうえで、当該地区における、道路上での喫煙行為および道路上（沿道植栽を含む）に吸い殻を捨てる行為を禁止している（21条3項）。路上禁煙地区内で喫煙し、または吸い殻を捨てた者は、2万円以下の過料（当面の間は2000円）に処せられる（24条2項）。この千代田区の条例を契機として、千葉県市川市、東京都品川区、福岡市など、各地の地方公共団体でいわゆる「歩きタバコ禁止条例」が制定されるに至っている。

しかし、これら条例による路上喫煙に対す

る規制では不十分であろう。

まず、これら条例で路上喫煙に対する規制を実施するという場合、まず「路上禁煙地区」を設定しなければならず、逆に言えば、「路上禁煙地区」でない地区については喫煙自由といった印象を与える。しかし、喫煙の自由といっても他の者に迷惑をかけない限りという内在的制約があり、喫煙者と非喫煙者とが共有する場所である「公共の場所」では原則として禁煙とすべきであることを踏まえれば、喫煙者も非喫煙者も利用する路上はいわば「公共の場所」(ちなみに、千代田区の条例では、「区内の道路、公園、広場」などを「公共の場所」と捉えている。2条7号)といえ、かつ多くの未成年者も利用する場所であることを考えれば、路上については原則禁煙という仕組みにする必要がある。とすれば、発想を変えて、例外的に「喫煙場所」を指定し、当該喫煙場所以外では禁煙にするといった条例も考えられよう。そうすれば、まず「路上禁煙地区」を設定する必要もない。

また、条例のない地区においては、路上での喫煙は、いままで同様野放し状態となる。しかし、路上喫煙を禁止することの必要性は全国共通である。また、条例が制定された背景に法律の未整備があげられることを考えれば、条例レベルではなく法律レベルで規制することが要請されよう。

(4) 喫煙制限法の策定

健康増進法の社会に与えた影響は少なくなく、同法の策定は大きな前進といえようが、健康増進法は3つの点で不十分である。

第1に、健康増進法は、受動喫煙防止が必要とされる施設を列挙してあげ、当該施設を措置の対象としている。すなわち、列挙された以外の施設については、どこでも喫煙可能という印象を与える。本来であれば、発想を

変え、喫煙可能な場所を列挙し、その喫煙可能な場所以外はすべて禁煙という発想にすべきである。

第2に、健康増進法では、受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられない場合には「全面禁煙」にするということまでは求めている。しかし、もし受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられていないのであれば、当該施設は「全面禁煙」にするという視点が必要である。

第3に、健康増進法は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務を課すのみである。すなわち、「受動喫煙の防止」は努力義務にすぎず、義務とはされていない。努力義務ということで、必要な措置を講じていなかったからといって罰則規定が設けられているわけでもない。たしかに、同法の社会に与えた影響は少なくないが、このような規定では実効性に乏しいので、本来であれば「受動喫煙の防止」は義務とし、他の先進国のように、具体的には、公共の場所、閉鎖空間、屋根付きの公的な空間、職場、あらゆる輸送機関、公立および私立学校、大学、高校における受動喫煙の防止措置は義務とし、違反に対しては、罰則をもって対処するという姿勢が必要である。

そこで、本来であれば、「公共の場所」や「喫煙者と非喫煙者とが共有する生活空間」では、喫煙を制限する法律を策定することが望まれる。その際、「原則」と「例外」の発想が転換する必要がある。すなわち、従来の喫煙規制のように、「喫煙の自由を原則」として「例外的に禁煙場所を設置」という発想から、「全面禁煙を原則」として「例外的に喫煙可能な場所を指定」という発想に転換するのである。具体的には、(1)喫煙可能な場所を地方公共団体が指定し、(2)その喫煙可能場所以外での喫煙を禁止する、といっ

た法律の策定が望まれる。以前、「嫌煙権確立をめざす法律家の会」が1978年11月21日に起草した「喫煙の場所的制限に関する法律（案）」のような法律（仮に、「喫煙制限法」としておく）を策定するのである。機は熟している。

参考までに、アメリカのウィスコンシン州では、指定された場所を除き、州の建物内での喫煙を禁止する「室内空気清浄法（Clean Indoor Air Act）」を策定しており、また、同法の合憲性についても、州高裁は、それが福祉機能の有効な行使でありタバコを喫煙する場所を特定しても不合理な差別には当たらないとする判決を下している⁹³。

2. 未成年者の喫煙防止施策（未成年者保護施策）

未成年者喫煙禁止法（明治33年3月7日法律第33号）という法律がある。この法律は、タバコを吸った子どもたちを罰する法律であると勘違いしている者が少なくないが、そうではない。たしかに、同法は、未成年者の喫煙を禁止している（同法1条）が、未成年者自体は保護の対象であるとして、それ自体は訓示規定である。もちろん、未成年者に対して罰則は定められていない。処罰の対象になるのは、未成年者の喫煙を抑止しない親権者及び監督者（同法3条）と、未成年者にタバコを販売した者（営業者）（改正時4条、現5条）である。また、2000年の法改正（法律第134号）で、未成年者に対するタバコの販売禁止違反に対して両罰規定が設けられた（改正時5条、現6条）ほか、タバコの販売禁止違反に対する罰則も50万円以下に強化された（改正時4条、現5条）。さらに、2001年の法改正（法律第152号）では、営業者に対して、タバコを販売する際の「年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置」が義務づけられた

（4条）。なお、この年齢確認義務違反に対する罰則は定められていない。

このように、法律上は未成年者は喫煙できないという仕組みになっているが、この未成年者喫煙禁止法はほとんど機能していない。実際にも、未成年者の喫煙率は、驚くほど高い。たとえば、旧厚生省が1998年に実施した「喫煙と健康問題に関する実態調査⁹⁴」によれば、未成年者の喫煙率は、男性19.0%、女性4.3%である。さらに、国立公衆衛生院が実施した「未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査」（2000年）によると、中学1年生の喫煙率は、男子5.9%、女子4.2%、高校3年生の喫煙率に至っては、男子36.9%、女子15.8%に上っているという。

一方、未成年者が喫煙することによる健康影響についてであるが、旧厚生省が1996年に実施した「未成年者の喫煙行動に関する全国調査」によれば、子どもの喫煙による急性及び慢性の健康影響は数多く知られているという⁹⁵。以上は、本人に対する害であるが、前述のように、受動喫煙による健康被害も無視できない。しかも、前述の「喫煙と健康問題に関する実態調査」によれば、若いうちにタバコを吸いはじめるほどタバコへの依存度が高いという。

そこで、実効性のある未成年者の喫煙防止施策が求められる。以下、本節では、未成年者の喫煙防止施策として、(1)学校における全面禁煙、(2)タバコの宣伝広告規制の強化、(3)ドラマ・映画における喫煙シーンの規制、(4)タバコの自動販売機の全面禁止、(5)タバコ税の大幅値上げ、といった諸問題を取り上げることとする。

(1) 学校における全面禁煙

受動喫煙防止施策のところで、禁煙原則に立脚した対策が望まれる場所として教育機関

をあげたが、教育機関については、未成年者の喫煙防止という視点からも、より厳格な喫煙防止施策が必要である。

まず、教職員や警察官は、未成年者の喫煙に対して補導すべき立場にある。とすれば、たとえ未成年と成人との差があるとはいえ、自ら喫煙して生徒に禁煙を説いても説得力がないので、生徒を補導すべき立場にある教職員や警察官も、喫煙を自粛すべきであろう。少なくとも、先生の学内禁煙は、教職員組合、PTA、教育委員会ともに、真っ先に取り上げるべき問題であろう。なお、先生の学内喫煙は生徒指導というその職務と矛盾するので、先生の学内禁煙は法的には適法に実施し得ると考える⁸⁹⁾。

また、そもそも、世界中の人々の健康を守ること、とりわけ子どもたちの健康を守るとは、我々の使命の1つとしてあげられよう。とりわけ、教師、医者、看護婦といった職に就いている者は、子どもたちの健康を守ることに対して責任がある。そして、受動喫煙の害から子どもたちの健康を守るため、タバコの害のない生活環境を築いていく責任がある。とすれば、子どもたちの健康を守るという視点からも、これらの職にある者の学内や病院内での喫煙は自粛すべきであろう。

なお、大学のキャンパスにおいては、「学生は未成年ばかりではない」、「研究室は私的な空間であって、誰かに迷惑をかけるものではない」といった理由で、特に研究室での禁煙には納得できないとの意見もあるかもしれない。しかし、結論から言えば、大学の研究室における喫煙も禁止すべきであると考ええる。その理由であるが、まず、大学のキャンパスといっても、未成年の学生も少なくないので、自ら喫煙して生徒に禁煙を説いても説得力がないからである。また、研究室における喫煙についても、学生が目の前にも

かかわらず、タバコをスパスパ吸うのは言語道断であるが、そうでない場合でも、研究室にタバコの吸殻があると同時に、タバコの臭いをプンプンさせておきながら、生徒に禁煙を説いても説得力がないからである。そもそも、研究室は、学生に門戸を閉ざしている空間ではなく、自由に訪問できる(場合によっては、教官の側から研究室に来ることを要求することがある)空間であり、厳密に「私的な」空間とは言えない場所である。以上より、大学のキャンパスについても、研究室における禁煙も含めて、教職員の学内禁煙は法的には適法に実施し得ると考える。

ちなみに、筆者は、学生から「〇〇先生が、研究室で学生の前で平気でタバコを吸うのですが、何とかならないでしょうか?」との相談を受けることがある。はじめは、「何で自分で言わないんだ?」と心の中では思ったが、たしかに、学生の側からすると、研究室で先生がタバコを吸っていたとしても、通常は、タバコを吸っている本人に対して「タバコをやめてください」とは決して言い出せないものであろう。思うに、筆者も、学生時代、ある先生の研究室を訪問したときに、タバコの煙に悩まされたが、口には言い出せなかった経験がある。なお、個人的には、上記の相談を受けた場合に、タバコを吸っている先生が話しやすい先生(若い先生)の場合には、それとなく当該先生に話をした(年配の先生の場合、さすがに若輩者である僕では言いにくいので、代わりに『田中のホームページで、先生は学内でタバコを吸うべきではないと書かれていましたよ』とその先生に言ってごらん)とアドバイスしている)のであるが、先生の側は、学生が不快感を抱いていることにまったく気づいていない。まったくもって無意識にタバコを吸っているのである。ここでも、加害者と被害者の意識の違いが指摘できる。

なお、公立学校（小学校、中学校、高校）の敷地内を全て禁煙にしようという動きは、和歌山県が2002年4月から都道府県として初めて実施して以降、全国で徐々に広がりつつある⁸⁶。また、大学のキャンパスについても、2004年1月末現在、びわこ成蹊スポーツ大学（滋賀県）、聖徳大学（千葉県）、秋田大学医学部（秋田県）、大阪府立看護大学（大阪府）、和歌山大学（和歌山県）、名古屋女子大学・名古屋女子大学短期大学部（愛知県）、日本体育大学（東京都・神奈川県）などの大学では、敷地内全面禁煙としている（あるいは、敷地内全面禁煙の方針を打ち出している）。また、敷地内全面禁煙とまではいかないまでも、喫煙場所を指定したうえで、それ以外では禁煙とする大学も増えつつある⁸⁷。

(2) タバコの宣伝広告規制の強化

タバコの宣伝広告は、テレビ等の電波媒体を通じて行なわれるだけではない。テレビ等の電波媒体以外でも、たとえば、新聞や雑誌、屋外広告、販売促進物品の提供・見本タバコの配布といった形で、タバコの宣伝広告が行なわれている。

一方、タバコの宣伝広告は、子どもたちに対して、喫煙は魅力的で、「大人のしるし」あるいは「良い習慣」であるといった誤ったメッセージを伝える。いわば、日本たばこ産業を中心とするタバコ拡販政策者たちの戦略によって作り出されたタバコの「カッコいい」というイメージに踊らされた結果、実に多くの子どもたちがタバコに手を出しているのである。子どもたちは、「カッコいい」というイメージに弱く、まさにタバコ拡販政策者たちのイメージ戦略にひっかかっているのである。

そこで、未成年者の喫煙防止施策として、タバコの宣伝広告に対する規制を強化する必

要がある。以下では、①テレビ等の電波媒体によるタバコの宣伝広告規制と、②テレビ等の電波媒体以外によるタバコの宣伝広告規制、に分けて検討することとする。

① テレビ等の電波媒体によるタバコの宣伝広告規制

未成年者は、テレビ等の電波媒体から大きな影響を受ける。ラジオ、映画、インターネットなどからも影響を受けやすいが、とりわけ、テレビからの影響が大きいといえよう。テレビにおけるタバコの宣伝広告は、子どもたちに対して、喫煙は「大人の象徴」といった「魅力的」で「カッコいい」といった誤ったイメージを与えやすい。そのため、タバコの宣伝広告の中でも、とりわけテレビ等の電波媒体によるタバコの宣伝広告に対しては、厳格な規制が要求される。

しかしながら、従来、先進国の中で唯一日本だけが、テレビでタバコのコマーシャルを流し続けてきた。たとえば、日本では、1989年にタバコのコマーシャルの自粛時間帯をそれまでの夜8時54分から10時54分まで延長されたが、別の見方をすれば、先進国のどこの国も禁止または自粛しているテレビでのタバコのコマーシャルを、1989年以降も流し続けてきた。しかし、世界の喫煙規制の潮流に逆らうことができなくなったこともあり、1998年4月になってようやく、テレビ等電波媒体でのタバコの宣伝が自粛され、現在では、テレビ、ラジオ等の電波媒体では、マナー啓発以外のコマーシャルが禁止されている。

しかし、ここで、1つ注意すべき点がある。それは、マナー啓発のCMは許されているということである。これは、一見すると結構なことのように思える。しかし、マナー啓発のCMは、実はマナーに名を借りたタバコの宣伝広告なのである。例をあげることにする。

以前、テレビのコマーシャルで流されていた、俳優の緒形拳氏の「たばこは大人だけに許されたたしなみです。だから甘えは許されませんよね。私は愛煙家です。私は捨てない。」というマナー広告について考えてみたい。このコマーシャルは、一見するとマナー広告のように見える。しかし、本当はタバコの宣伝広告なのである。「私は捨てない」という部分は、たしかにマナーを言っている。しかし、このコマーシャルの本当の狙いはそこにはない。このコマーシャルの狙いは、「私は愛煙家です」という部分にあり、ポイントなのである。すなわち、緒形拳氏に「愛煙家」という言葉を言わせて、喫煙のイメージをプラスにしているだけでなく、あの素敵な緒形拳さんだって喫煙者なんだという、喫煙に対する肯定的な雰囲気醸成しているのである⁽⁴⁾。とすれば、このようなコマーシャルは、実際には、「マナー」に名を借りた若者に対するイメージ広告といえ、マナー広告だから問題はないと考えるのは早計であろう。

したがって、テレビやラジオといった電波媒体によるタバコ宣伝広告に対しては、営業の自由に対する合理的な制限と考えると、マナー広告も含めて全面的に禁止すべきである。その際、テレビ業界の自主規制に頼るのではなく、諸外国に倣い、電波媒体によるタバコ広告は、法律等で厳格に禁止すべきである⁽⁵⁾。

② テレビ等の電波媒体以外によるタバコの宣伝広告規制

テレビ等の電波媒体以外でも、タバコの宣伝広告は行なわれている。たとえば、新聞・雑誌での広告、屋外広告、公共交通機関での広告、見本タバコの配布などである。これらによるタバコの宣伝広告によっても未成年者は多くの誘惑を受けるので、適切な広告規制

が必要である。

財務省は、2003年11月27日、国民の健康に対する配慮と未成年者の喫煙防止を目的に、タバコの広告規制を強化する方針を決めた⁽⁶⁾。現在、国内のタバコ広告は、たばこ事業法に基づいて1989年に策定された財務相指針と、日本たばこ協会会員の自主基準で規制されているが、2003年度中に「財務相指針」を改め、業界に自主規制見直しを促すという。改正指針では、2003年5月に世界保健機関（WHO）の総会で採択された「たばこ規制枠組み条約（Framework Convention on Tobacco Control: FCTC）」の趣旨や各国の状況も反映させ、具体的には、現在実施されているテレビ等でのマナー啓発以外のCM禁止に加えて、新聞・雑誌、屋外、公共交通機関内での広告や販売促進景品、見本タバコの配布についての規制を強化する方針であるが、詳細な規定は自主基準に任せるといふ。

その後、財務省は、2003年12月16日、未成年者向けタバコ広告の規制強化を柱とした、業界の自主規制に関する指針の改正案をまとめた⁽⁷⁾。改正案では、未成年者の目に触れる場所でたばこの宣伝をしないことを求めている。現在は、学校から100メートル以内での広告を自主規制しているが、対象エリアを拡大することになりそうである。また、見本タバコを配布する場合は、相手が未成年でないかを厳しく確認させるという。新聞や雑誌でのタバコ広告の扱いや、電車やバスなどの車内広告の規制強化については今後、具体案を検討するという。さらに、改正案には、未成年者に人気があるタレントを広告に起用しないことなども盛り込まれている。

しかし、財務省が示した指針の改正案ではまだまだ不十分であろう。今後の規制の方向性を示すと、まず、見本タバコの配布は、年

年齢確認をするまでもなく、レストラン・小売店頭を含めて、全面禁止にすべきであろう。次に、電車、バスなどの公共交通機関での車内広告も全面禁止すべきである。タバコの屋外広告についても、全面禁止にしたいところであるが、もし全面禁止が難しいとしても、禁止範囲を人目につきやすい繁華街などにも広げることが少なくとも必要であろう。新聞・雑誌におけるタバコの広告についても、未成年者向け出版物は禁止とするのではなく、業界誌等許可された出版物を除いて禁止するというように、発想を転換することが望まれる。とにかく、少なくとも未成年者が利用する場所や、目にする媒体については一切タバコの広告を認めないという視点が必要である。

また、雑誌やホームページなどの中で、JTは、タバコを「大人の嗜好品」と広告している⁴²⁾が、このような広告を絶対に未成年者の目に触れさせてはならない。子どもたちを喫煙に誘導するのは、タバコの味ではなくイメージである⁴³⁾。背伸びをしたい、早く大人になりたいという共通した心理傾向を持つ子どもたちにとって、「大人の嗜好品」という広告は、子どもたちにとっては大変魅力的な言葉であり、逆に喫煙に誘導する言葉といえる。したがって、広告の文言についても、何らかの規制が必要であろう。

なお、財務省では、2004年3月までに改正の手続きを進めるようであるが、未成年者の喫煙防止という視点から、厳格な広告規制を望みたい。

(3) ドラマ・映画における喫煙シーンの規制

テレビドラマの主人公は、必要もないのにすぐタバコに火をつける。たとえば、1人であるとき、友人と話をするとき、待ち合わせをしているとき等どんなときでも、また、どのような場所においても、テレビドラマの主

人公等の喫煙シーンが流れている。1999年11月3日から16日までに、関西地区のテレビ局で夜8時から11時までに放映されたドラマを関西学院大学法学部の学生がモニター・分析した資料によると、ドラマの主役・準主役が喫煙することが多く、彼らはほぼ毎週吸っているという⁴⁴⁾。前述のように、未成年者の喫煙を助長するとして、1998年からタバコのコマーシャルは自粛されているが、その一方で、未成年者が視聴者の多数を占めるドラマの中で、主人公や準主役が日常的に平気でタバコを吸っているのである。

また、テレビのバラエティ番組を見ても、人気タレントがしきりに喫煙するシーンを見かけるが、この裏には、実は、テレビでの喫煙シーンに対するタバコ会社の意図的な働きかけがあるという。すなわち、タバココマーシャルの自粛のつけの回収を図るため、タバコ会社は、タレントたちに番組の中で喫煙させることを意図して、積極的にタバコを差し入れるなどしているという。

しかし、このように人気俳優や人気アイドル、人気タレントがタバコを吸うことが未成年者にどのような影響を与えているのか、真剣に考える必要がある。未成年者の多くは、テレビドラマに出ている人気俳優等を「かっこいい」存在として受け止めており、その「かっこいい」存在の人気俳優等の真似をしたがるものである。人気俳優等がタバコを吸っているのであれば、未成年者が自分もタバコを吸ってみたいと考えるのは自然なことである。とすると、テレビドラマの中で、主人公や準主役が喫煙するシーンを野放しにすべきではない。

前述のように、1998年4月から、テレビ等電波媒体でのタバコの宣伝が自粛された。しかし、現在でもなお、多くの番組で、人気俳優やタレントによる喫煙シーンが流れてい

る。未成年者が数多くみている現実を知っておきながら、テレビという公共放送の番組の中で、人気俳優や人気タレントたちが自由にタバコを吸うシーンを放任している番組制作者たちの無神経さと良心のなさにはあきれられるばかりである。テレビで喫煙シーンを流すことが、未成年者の喫煙を助長していることは明らかであり、番組制作者の責任は大変重いものがある。さらに、この裏には、タバコ会社の形を変えた巧妙な戦略が見え隠れしているのであるから、このような人気俳優やタレントの喫煙シーンを野放しにしている現状を改める必要がある。テレビの製作者の見識で改善できればよいが、場合によっては、もっと厳格に、法律等で禁止する必要がある。

(4) タバコの自動販売機の全面禁止

未成年者は、どのようにしてタバコを入手するのであろうか。

旧総務庁青少年対策本部が作成した「青少年と自動販売機に関する調査研究報告書」(1995年)によると、タバコの入手方法について、酒類に比較して、タバコの場合は「自動販売機で買う」割合が圧倒的に高いのが特徴であるという。すなわち、未成年者の多くが自動販売機を通じてタバコを購入しているのである。また、自動販売機でタバコを買う理由をみても、「簡単に買えるから」が59%で最も多く、ついで、「夜でも買えるから」26%、「他に店がないから」18%、「顔が見られないから」14%と続いている。このように、タバコの自動販売機が未成年者の喫煙を助長している実態が明らかとなっている。旧総務庁青少年対策本部が2001年に発表した「青少年とタバコ等に関する調査研究報告書⁴⁹⁾」でも同様の結果が示されている。

1995年における、タバコ自動販売機の普及台数は49万8800台、売上金額は1兆5286億円

(タバコの総販売金額の約40%)である。タバコの自動販売機に対して、設置場所が店舗に併設されていないなど、未成年者喫煙防止の観点から十分な管理・監督が期しがたいと認められる場合は不許可にするといった規制を実施している(たばこ事業法23条3号、同法施行規則20条)。さらに、「たばこ行動計画検討会報告書⁴⁹⁾」(1995年3月)の「小売店の実情等にも配慮しつつ、その稼働時間等について、規制を強化するべきである」との指摘を受け、たばこ業界(全国たばこ販売協同組合連合会)による深夜稼働の自主規制が、1996年4月から順次実施された。具体的には、屋外自動販売機へのタイマー取り付けにより、深夜の時間帯(午後11時から午前5時)における稼働を停止するというものである。

しかし、「たばこ行動計画検討会報告書」の指摘にも問題があるが、稼働時間を限定するという対応では不十分である。旧総務庁の調査によると、深夜(23時~5時)の時間帯に自動販売機でたばこを買う青少年は約2割にすぎないという。とすれば、深夜の時間帯だけ自動販売機の稼働を禁止したところで意味はない。実際にも、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会が2002年12月25日に取りまとめた「今後のたばこ対策の基本的考え方について」においても、現在でもなお、高校3年生の喫煙率として、男子が36.9%、女子が15.8%との調査があり、これまでなされてきた取組にもかかわらず、高率のまま推移していると指摘している。また、多くの未成年者が自動販売機でタバコを購入している状況も変わりはない。結局のところ、未成年がタバコを自由に購入できる現状に変わりはなく、いわば、いまなおタバコの自動販売機は野放しの状態なのである。

もっとも、前述のように、2001年法改正(第152号)で新たに設けられた未成年者喫

煙禁止法4条は、「煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ滿20年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と定めている。一見すると、この規定により年齢確認が義務づけられ、未成年者にタバコが販売されることがないように思える。しかし、条文をよく見ると、「年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置」としか規定されていない。国会の立案関係者の説明によれば、運転免許証やIDカードで本人の年齢を確認することまで要求しているわけではなく、「タバコは、未成年者の方は遠慮してください」といったステッカーを自動販売機あるいは店の中に貼ることも、「必要ナル措置」の中に含まれるということである⁶⁹⁾。しかし、普通の感覚であれば、「未成年者は買わないでください」というステッカーを貼れば未成年者が自動販売機等でタバコを買うことはないと考えerことは難しいであろう。したがって、未成年者喫煙禁止法4条によって年齢確認がなされることを期待することは難しく、未成年者がタバコを自動販売機から購入する状況に変化は期待できない。もし実効性のある年齢確認を実施させるのであれば、「年齢ノ確認及ビ他ノ必要ナル措置」と規定すべきであった⁶⁹⁾。

そこで、より実効性のある対策が求められる。具体的には、タバコの自動販売機の新設は全部禁止すべきである。刑罰を科すこともできるようにすべきであろう。既存の自動販売機についても、猶予期間をおいたうえで撤去を命じるべきであろう。ただし、これまで適法とされてきた経緯を踏まえ、撤去費用を補助することも、それなりに公共性があると考えられよう⁶⁹⁾。以上のように、結局のところ、タバコの自動販売機は全面禁止とすべきである。そもそも、「未成年にタバコを売ったら罰金」という法律（未成年者喫煙禁止法

5条）がある一方で、未成年が自由にタバコを購入することができる自動販売機を野放しにする国の政策は筋が通らない。

そのためにも、「たばこ事業法」の改正は不可欠であろう。たばこ事業法は、タバコの自動販売機を許可しているわけであるが、これは、同法がタバコによる健康被害の防止を正面から目的としてはおらず、未成年者喫煙禁止法とは別の法体系になっているためである。しかし、本来であれば、たばこ事業法と未成年者喫煙禁止法とは調和させる必要がある⁶⁹⁾。未成年者喫煙禁止法と調和させるのであれば、たばこ事業法においても、タバコの自動販売機は全面禁止とすべきであろう。

なお、現在のところ、国法は不完全規制なり未規制状態にあるので、各自治体の条例で対応することも要請される。また、実際にも、タバコの自動販売機の設置を規制する条例を制定する自治体もある。たとえば、青森県深浦町では、2001年3月12日に屋外タバコ自販機撤去条例（正式名称は「深浦町自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例」）が可決成立した⁶⁹⁾。同条例の内容は、現在屋外にある自動販売機を180日以内に撤去するように求め（5条）、違反者には勧告し、勧告に従わない場合には名前などを公表する（9条）というものである。ただ、同条例では、撤去費用の助成制度も設けられている（10条）。

ちなみに、アメリカでは、酒類とタバコの販売は厳しい規制のもとで販売されており⁶⁹⁾、タバコが自動販売機で販売されることはない。

(5) タバコ税の大幅値上げ

未成年者の喫煙率が高い理由の1つに、タバコの値段が安いことがあげられる。すなわち、未成年者であっても容易に購入することができるほどタバコの値段が安価であるため

に、未成年者が容易にタバコを入手できる環境になっているといえる。タバコの値段が手頃であることが、未成年者がタバコに手を出すハードルを低くしているのである。

日本の場合、タバコの価格は、たばこ事業法により小売定価制が維持されている（同法33条以下）。「たばこ行動計画検討会報告書」では、タバコ小売定価制については未成年者の喫煙防止という社会的要請の観点から維持するとともに、未成年者の喫煙防止の観点から価格への配慮を求めている。なお、2003年7月1日より、タバコ税の増税に伴って、一部の銘柄を除いて1箱当たり20円値上げされたが、日本におけるタバコの価格は、諸外国と比べて比較的安価であることに変わりはない。

そこで、未成年者の喫煙を減らすためには、タバコ税を値上げする必要がある。タバコ税を値上げすれば当然タバコの値段も上がり、その結果、未成年者がタバコを購入しにくい環境を作り出すことができる。タバコ税の値上げは、未成年者の喫煙を減らすうえで有効な政策の1つであるが、未成年者だけではなく、喫煙者全体の消費を抑制するうえで有効な政策でもある。なお、ノルウェー、カナダ、オーストラリアなどは、価格上昇政策をとり消費抑制に成功している。

もっとも、タバコの増税に対しては、反発も強い。たとえば、喫煙者は「我々は多くの税金を払っている」と主張する者が少なくないし、JTも、「たばこ税は平成13年度には、国税1兆1,216億円、地方税1兆1,277億円もの貢献をしています」として、年間で2兆2,493億円も財政に貢献していると主張している⁶³。しかし、喫煙によるコストは、タバコの税収を大幅に上回っている。医療経済研究機構⁶⁴が2002年11月に発表した「喫煙による経済的損失の推計結果」によると、喫煙に

よる経済損失は年間7兆3000億円にのぼるといふ。その内訳は、能動喫煙超過医療費（喫煙者の医療費）1兆2900億円、受動喫煙超過医療費（間接喫煙による医療費）146億円、逸失される労働力の損失5兆8000億円、火災による損失2200億円で、合計して7兆3246億円という。すなわち、タバコの税収は年間2兆2493億円であるに対して、喫煙によるコストは年間7兆3246億円であり、毎年、実に約5兆円の損失ということになる。これら約5兆円の損失は、喫煙者が属している共同体に負担させているわけである。JTは、タバコによってどれだけの経済的損失があるのかについては、まったく触れていないのである。

また、JTは、たばこ税の「真実」として、「たばこは税負担率が6割にもものぼる、わが国でも最も税負担率の重い商品のひとつ」であるとして⁶⁵、あたかもタバコが社会に貢献しているように主張している。しかし、外国のタバコの税負担率の平均は8割であり、日本のタバコ税負担率は世界でも最低レベルにある⁶⁶ことは知らせていない。また、タバコの価格についても、諸外国と比較すると、日本のタバコの価格は安すぎるといえる。

タバコによる毎年7兆円もの社会負担や多額の超過医療費を考えれば、日本のタバコ税率やタバコ価格は不当に安いということがいえる。したがって、1箱当たり20円値上げするだけでは不十分であり、少なくとも、喫煙によるコストからタバコの税収を引いた損失である約5兆円分は増税するだけの理由は十分にあるといえる。なお、タバコ税の場合、1本当たり2円、1箱40円増税すれば、年間4000億円程度の増収が見込まれるということであるので、1箱当たり、あと最低でも500円程度の値上げは必要ということになる。

ちなみに、喫煙者は、タバコがいくらになったら購入しなくなるのかを調査したアン

ケートがある。厚生労働省所管の医療経済研究機構が、2001年に、全国の20歳以上の喫煙者2420人（回答者2105人）を対象に実施した「たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究⁶⁷⁾」によると、1箱300円の場合に、「やめる」と答えたのは16.2%、「本数を減らす」が35.3%である。500円に上がった場合に「やめる」は42.2%、1000円では63.1%である。1000円でも「同じ本数吸い続ける」と答えた喫煙者は6.8%である。

また、医療経済研究機構の調査によると、タバコ1箱あたり1000円にすると、喫煙者は1780万人減って、死亡者も3万人台まで減少し、医療費は約8000億円以上減って今の3分の1近くに削減できるが、これに対し、税収は1兆円余り増えるという試算が出されている。とすれば、タバコ増税には、税収の増加、医療費の削減、喫煙者の減少という一石三鳥の効果があるといえる。

3. 喫煙者減少施策（喫煙者保護施策）

タバコについては、「喫煙者が自分が好きで吸っていたのだから「自業自得」ではないのか」という意見もあろう。たしかに、タバコを吸っている喫煙者にも責任の一端はあるであろう。しかし、タバコに含まれるニコチンには強い依存性があり、喫煙者の7割は、タバコをやめたいと思っているにもかかわらず、やめることができないのである。また、この背景には、タバコの有害性についてよく知っていながら、タバコを吸わせるように仕向けてきたタバコ会社の戦略があるということ。これを考慮すれば、喫煙者もまた、国やタバコ会社の不当な販売戦略の被害者という側面を持っているといえる。

そこで、喫煙者を減少させる施策も重要であるし、その前提として、タバコ会社と国が一体となっている現在の販売構造を変えてい

く必要がある。現在の販売構造を変えていくことにより、結果的に非喫煙者の受動喫煙の被害を減らしていくことにもつながるといえる。現在の販売構造で変えるべき問題として、(1)タバコの宣伝広告規制の強化、(2)ドラマ・映画における喫煙シーンの禁止、(3)タバコの自動販売機の全面禁止、(4)タバコ税の大幅値上げのほか、(5)タバコの有害表示の義務化が考えられる。ただし、上記(1)から(4)までについては、未成年者の喫煙防止施策の箇所で触れたので、以下では、(5)タバコの有害表示の義務化の問題に絞って触れることとする。

なお、前述⑥判決（「タバコ病訴訟」）で、原告側は、日本たばこ産業や国に対して損害賠償を請求するほかに、自動販売機での販売禁止、有害表示の強化、マナー広告を含めたコマーシャルの全面差止めも求めたが、いずれも棄却された。

(1)～(4)省略

(5) タバコの有害表示の義務化

タバコの有害表示について、日本では、製造タバコの消費と健康との関係に関して注意を促すために、タバコの包装に注意表示を行なうことを義務づけている（たばこ事業法39条）が、その文言は、1972年から1989年までは「健康のため吸いすぎに注意しましょう」といったもので、1989年以降は「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」（同法施行規則36条）といったものである。

タバコの注意表示について、裁判所は、「たばこ消費者がたばこの健康に対する有害性について認識し、喫煙をするかどうか自己決定をするにふさわしい文言であることが必要である。この見地で検討すると、……旧注意文言、現行注意文言ともに喫煙者に対す

る警告としての機能を果たしているものと認めることができる」との判断を示している（前述⑥「タバコ病訴訟」判決）。

しかし、現在の表示の中でも、特に「吸いすぎに注意しましょう」という表現は問題である。というのも、この文言を素直に読むと、吸いすぎなければ大丈夫であるというお墨付きを与えているようにも読めるからである。これでは、むしろ喫煙に対する消極的安全宣言ともいえる。しかも、たとえば、日本で販売されているマイルドセブンには「吸いすぎに注意」というような表示をしているのに、その同じマイルドセブンが外国で販売される時には、「肺がんの原因となる」とか「心臓病の原因となる」などと表示されている。このように、外国の消費者には、タバコを吸うと肺がんや心臓病の原因になると警告している一方で、日本の消費者にはそのような警告をしていない⁶⁰ということは、日本の消費者には、喫煙に関する正しい情報を与えていないということになる。正しい情報が与えられていないということは、喫煙に関する消費者の選択権が奪われているということになる。したがって、「喫煙者は自業自得」という考え方もあろうが、実際には正しくないというべきである。というのも、正確な情報が与えられずに、正しい自己決定はできないからである⁶⁰。

また、日本のタバコの注意表示は、文字通り注意表示という穏やかな形になっていて、とても「有害表示」あるいは「警告表示」になっていないばかりか、周辺の人への影響も無視されている。そこで、タバコのパッケージには、「有害表示」あるいは「警告表示」を義務づけるとともに、周辺の人への影響についてもはっきりと明記させる必要がある。

以上の視点を踏まえて今後の立法政策を考えるに当たって参考になるのが、前述⑥判決

（「タバコ病訴訟」）における原告側の主張である。前述の⑥判決において、原告側は、タバコのパッケージに具体的な警告表示・有害表示をすべきことも要求している。具体的には、「被告日本たばこ産業は、製造たばこを製造販売する時には、その外箱に、12ポイントの大きさの字体を使って、たばこの外側の上部3分の1の部分に、次の有害表示のうちの1つを3か月ごとに交替して表示せよ」との要求をし、その有害表示の具体的な例として、①紙巻きたばこには発がん性がある、②喫煙によってあなたが死ぬことがある、③たばこは心臓発作または心疾患を引き起こす、④妊娠中の喫煙はあなたの赤ちゃんに有害である、⑤紙巻きたばこには強い依存性がある、⑥今禁煙すればあなたの健康に対する重大な危険性は大幅に減少する、⑦たばこの煙はあなたの子どもに有害である、⑧あなたの喫煙は周囲の人々の健康を損なう、をあげている⁶⁰。以上は、1997年にアメリカの主要なタバコ会社4社と40の州政府との間で合意に達した3685億ドル（約42兆円）和解案の中で明示されている警告文に倣ったものである⁶⁰が、要するに、タバコはこのように喫煙者を深刻なタバコ病に罹患させるだけでなく、周囲の非喫煙者にも害を与える商品であるので、少なくともそのような内容をはっきりと表示して消費者に警告することなくして販売することは許されないのではないかと要求したのである。

もっとも、2003年7月になってようやく、財務省も、たばこ包装に肺がんなど4病名を明記させ、健康への影響を警告するよう方針を転換した。そして、同年10月23日には、2003年5月21日にWHO（世界保健機関）において採択された「たばこ規制枠組条約」の内容を踏まえ、財務省は、「たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（案）」の内容

を取りまとめた⁶³。その改正案によると、現在義務づけられてる「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」という文言に代えて、財政制度審議会たばこ事業等分科会で了承された新たな8種類の文言の表示義務づけを考えているようである。その文言とは、「①喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の1つになります。②喫煙は、あなたにとって心筋梗塞の危険性を高めます。③喫煙は、あなたにとって脳卒中の危険性を高めます。④喫煙は、あなたにとって肺気腫を悪化させる危険性を高めます。⑤妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の1つとなります。⑥たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。⑦人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。⑧未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。」の8種類である。表示する文言は、紙巻たばこについては、直接喫煙による病気（肺がん、心筋梗塞、脳卒中、肺気腫）に関する4種類の文言を1グループ、それ以外（妊婦、受動喫煙、依存、未成年者）の4種類の文言を1グループとし、それぞれのグループから1つずつ、計2つ（包装の形状によっては2つ以上）としたうえで、グループ内の各文言は、ほぼ均等な頻度で表示されるものとしている。

この「たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（案）」に対しては、「あなたにとって」など曖昧な表現も多く、改善の余地がまだまだありそうである⁶⁴が、前述の⑥判決（タバコ病訴訟）において原告側の請求は認められなかったことを考えると、タバコ政策

という視点からは一步前進といえるであろう。

もっとも、日本においてタバコの有害表示義務づけがなかなか実現しない背景としては、タバコが売れないと困る財務省が所轄しているたばこ事業等審議会（当時）に提言させたからである⁶⁵。しかし、これは健康問題であるので、たばこの税収とは独立した厚生労働省で検討させるべきであろう⁶⁶。

第5章 おわりに

前述のように、日本で提起されたタバコ訴訟の裁判では、すべての事例で原告の請求が棄却されている。しかし、タバコをめぐる訴訟は、その日常生活への浸透度ゆえに多くの人々の関心事となり、判決の社会波及効果は大きく、また、当該訴訟における損害賠償請求などの財産的利益の取得は必ずしも主眼ではなく、紛争の局面によっては、「利益紛争」というよりも「価値紛争」であって、タバコ政策が問われているという意味で、「政策志向型訴訟」とか「現代型訴訟」とか「政策形成的訴訟」であるとも説かれる⁶⁷。このような視点からタバコ訴訟を捉えた場合、たとえば、前述①訴訟（「国鉄に対する禁煙車両設置請求事件」）の提起を契機として、禁煙車両は飛躍的に増加した⁶⁸ことを考慮すると、タバコ訴訟の果たした役割は決して小さいものではなかったといえよう。

以上のように、タバコ訴訟の提起によって社会が変わってきている面はあるものの、その一方で、タバコ訴訟において裁判所が適切な判断を下したのであれば、もっと社会はよくなっていたのではないかと感じる。しかも、日本のタバコ訴訟を動向を見る限り、前述①（「国鉄に対する禁煙車両設置請求事件」）の東京地裁判決以降の判決では、何らかの形でこの判

決を下敷きにしたかのような判決理由の構成になっている。すなわち、①判決の理論構成はおかしいものが多いにもかかわらず、その後全国で展開されている各地の裁判では、多かれ少なかれ、「右（東京地裁判決）に倣え」の判決を下しているのである。裁判官は、最初の①判決に無批判に従うのではなく、自分の頭でしっかりと考え、毅然とした態度で判断を下してほしいものである。

また、裁判で適切な解決が期待できない理由の1つとして、先進諸国と比較してタバコをめぐる行政的規制（喫煙規制）が整備されていないことがあげられるので、タバコをめぐる行政的規制（喫煙規制）を強化する必要がある。とりわけ、日本の喫煙規制（対策）が世界の潮流から大きく立ち遅れてしまった元凶は、たばこ事業法にある。たばこ事業法は、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」を目的としている（1条）。すなわち、同法の目的は、たくさんタバコを売ってタバコ産業を発展させ、財政収入を確保するということである。同法は、国民の健康を犠牲にしてでも、タバコ拡張政策を推し進めることを堂々と定め、タバコを金儲けの手段としているといえる。タバコをどんどん売ってタバコ事業の発展を図るというたばこ事業法の考え方と、国民の生命と健康を尊重して公衆衛生の向上・増進を図るといふ考え方とは、根本的に相容れないものである。したがって、たばこ事業法が存在する限り、国民の生命や健康を尊重して公衆衛生の向上・増進を図る政策の実現は期待できない。

さらに、行政的規制（喫煙規制）を強化する前提として、日本のタバコ事業の組織的構造を見直す必要がある。たばこ事業法によれば、タバコ消費と健康との関係についての注

意義を財務省令で規定し（39条）、タバコの小売価格についても財務大臣の認可制とし（33条以下）、タバコの広告についても財務大臣の指針に従うことを勧告できる（40条）など、タバコ事業は、徹底的に財務省（旧大蔵省）の管轄下にある。しかも、管轄官庁である財務省は、タバコの製造・販売に関して莫大な利権を持っているので、自己抑制的な喫煙規制への動きが緩慢であることは自然の成り行きといえよう。しかし、タバコの問題は、人間の生命と健康に大きく関わっている問題である。したがって、タバコ事業の管轄官庁は、本来、現在の財務省から厚生労働省に移管すべきである⁶⁹。もし厚生労働省への移管が難しい場合でも、財務省のほか、国民の健康保護という観点から厚生労働省、未成年者保護という観点から文部科学省も、タバコ事業の管轄官庁に加えることが必要であろう。また、各種の喫煙規制を強化する前提としても、タバコ産業の管轄官庁を見直すことは急務といえよう。

筆者は、全学教育（一般教養）の憲法の講義をほぼ毎年担当しているのであるが、当該講義の憲法13条の幸福追求権の箇所ではタバコの問題を取り上げている。学生に言わせると、このときが一番熱く語っているらしいのであるが、筆者の側から見ても、タバコの問題を取り上げる時が、講義の中で一番反響がある。それだけ、多くの者が身近に感じている問題なのである。なお、講義の中で「日頃、周囲のタバコに迷惑している」という学生に挙手してもらっているのであるが、喫煙者の多くは、周囲の者が嫌な思いをしていることにこのときはじめて気づいて驚いているようである。すなわち、喫煙者の多くは、悪気はないようであるが、他人に迷惑をかけているという自覚もなくタバコを吸っているのである。喫煙者に対するモラルがさかんに叫ばれ

るようになってきた現在でもなおこのような状況であり、喫煙者のモラルに訴えたところで世の中は変わらない。やはり、喫煙者にはっきりと自覚してもらうためにも、モラルに訴えるだけでなく、明確な「ルール」が必要であり、そのためにも行政的規制（喫煙規制）の強化が必要不可欠である。

註

- (1) http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/database/data_1/6_kitsuen/index.html
- (2) <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/toukei/kituen00.html>
- (3) 本判決の詳細については、伊藤眞「国鉄に対する禁煙車両設置請求の特定性」判例評論349号（判例時報1260号）184頁、江橋崇「列車内における喫煙の禁止」芦部信喜＝高橋和之＝長谷部恭男編『憲法判例百選Ⅰ〔第4版〕』〔別冊ジュリスト154号〕（有斐閣，2000年）48頁、大沢秀介「嫌煙権訴訟」ジュリスト1037号（1994年）181頁、大沢秀介「嫌煙権訴訟」『昭和62年度重要判例解説』〔ジュリスト臨時増刊910号〕（有斐閣，1988年）8頁、石田喜久夫「国鉄に対する禁煙車輛設置請求は適法とされたが、受動喫煙による被害を理由とする右設置請求及び損害賠償請求が棄却された事例」判例タイムズ677号〔昭和62年主要民事判例解説〕（1988年）122頁、郡司篤晃＝新堂幸司＝平井宜雄＝穂積忠夫「嫌煙権判決をめぐって」ジュリスト891号（1987年）82頁以下など参照。
- (4) 本判決については、永田秀樹「市に対する庁舎事務室内での禁煙措置請求」法学セミナー458号（1993年）124頁、磯田尚子「本件解説」判例地方自治118号（1994年）66頁以下など参照。
- (5) 近年、インターネットを通じて「たばこ病訴訟」のホームページが開設されており、法廷での原告・弁護団の主張や相手方の反論について、逐一裁判データが公開されているので参照されたい。<http://plaza10.mbn.or.jp/~sensho/>
- (6) 本文では省略したが、裁判所が、上記①判決において、人格権の保護法益を生命・身体に限定したことも理解に苦しむ。生命・身体に関して現実の危険が発生する場合に差止請求等の救済を与えることは自明のことであり、これのみに人格権の保護法益を

限定するとすれば、伝統的に人格権に含まれるとされてきた名誉などの精神的利益も排除されることになってしまう。この意味で、本判決が人格権の一般論として説くところについては賛成できない。

また、上記①判決では、「今や被告国鉄の運行する列車の利用自体が遠距離であると近距離であるとを問わず人の移動の手段として唯一のもので、また必ずしも最有力のものでもないのみならず、列車を利用することについても、……禁煙席の利用又は禁煙時間帯の選択等により、たばこの煙に煩わされることなく移動をすることのできる余地が著しく増大したといえることができる。このような状況のもとにおいては、原告らが、旅行等の移動をするに当たり、その手段につき適切な選択をするならば、たばこの煙による被害を受ける機会を回避することは、さほど困難ではなくなったというべきである。そうであるとするならば、……原告らにおいては、列車内のたばこの煙に曝される現実の危険は、極めて低いものといわざるを得ない」として、原告の請求を棄却した理由として、「他の交通手段の発達によって原告らが国鉄を利用する蓋然性が減少したので、原告がタバコの煙にさらされる現実の危険は少ないと判断した事実」をあげる。裁判所のいう「適切な選択」の中身は理解しがたいが、そもそも、非喫煙者である乗客に「適切な選択」を強いること自体おかしい。この理論構成も間違っている。

- (7) 本検討会は、厚生労働省健康局長の要請により喫煙と健康問題に関する報告書の取りまとめを行ったものである。報告書（要約版）については、<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/kituen01.html> 参照。
- (8) 伊藤・前掲註(3)論文187頁参照。
- (9) 伊佐山芳郎『現在たばこ戦争』（岩波書店，1999年）88頁以下参照。
- (10) 伊藤・前掲註(3)論文187頁参照。
- (11) 伊藤・前掲註(3)論文187頁参照。
- (12) 嫌煙権訴訟において受忍限度論を採用することに対する批判として、伊藤・前掲註(3)論文187頁、江橋・前掲註(3)論文49頁、大沢・前掲註(3)論文ジュリスト1037号182頁、伊佐山・前掲註(9)書86頁以下など参照。
- (13) 「強制喫煙」という言い方は、1987年11月、東京で開催された第6回喫煙と健康世界会議の際に、受動喫煙では表現が弱いとの批判が出され、無理矢理吸わされるという意味で「強制喫煙」に変えようと

- いう提案がなされ、これが参加者によって承認されたといういきさつがある。伊佐山・前掲註(9)書65頁参照。
- (14) たとえば、評論家の小室加代子氏は、職場でのOLの人生相談に対して、「間接喫煙ぐらいでシボむような花ならポイですよ」「あなたはニコチン中毒よりも、しまつの悪い一流中毒患者のようですね」と回答したという。読売新聞1983年10月11日付参照。
- また、元神戸大学の石田喜久夫教授は、「ギンギン片肘つき合わせて100歳まで生きるよりも、悠然南山を眺め酒に酔い60歳で人生を終える方が、わたくしの望むところである。かような見地からすれば、嫌煙権など細かい問題について精力を費やすよりも、もっと大きな問題に力を致すよう努めるのが、法学者の歩むべき途ではなかろうか、という結論に落ち着く」(『法苑』1981年1月号)として、タバコ問題など「細かい問題」と捉えている。
- (15) 芦部信喜「科学技術の発展と人権論の課題—プライバシーの権利を中心として—」学習院大学法学部研究年報28号(1993年)23頁以下参照。
- (16) 浦部法穂『全訂 憲法学教室』(日本評論社, 2000年)76頁以下参照。
- (17) 嫌煙権の定義に関する主な学説として、①嫌煙権を「煙による汚染のない良好な空気を吸う権利」ととらえ、「人々の最も身近に近接した生活環境における環境権の一内容として理解」する立場、②環境権を「自然環境との関係で成立する人格権ともいべき性質」を持つものと把握したうえで、嫌煙権もそれに関わるものとして論じる立場、③嫌煙権では受動喫煙の健康への影響が争われているとし、人格権とは区別して健康権という個別的権利として理解しようとする立場、などがある。大沢・前掲註(3)論文ジュリスト1037号183頁参照。なお、大沢は、具体的な健康への侵害が生ずる前に救済を与えること、および憲法論的基礎付けがより強く行われている点で、基本的には上記③の理解が妥当としている。
- (18) 伊佐山芳郎『嫌煙権を考える』(岩波新書, 1983年)1頁参照。
- (19) 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制(上)」ジュリスト724号(1980年)45頁以下参照。
- (20) 佐藤幸治「日本国憲法における『主権』と『人権』」法学セミナー401号(1988年)20頁、同『現代国家と司法権』(有斐閣, 1988年)第6章参照。
- (21) 大沢・前掲註(3)論文『昭和62年度重要判例解説』10頁参照。
- (22) 吉田邦彦「たばこ問題と現代型訴訟—不法行為・医療保障上の課題及び法的推論の型」ジュリスト1149号(1999年)80頁参照。
- (23) 阿部・前掲註(19)論文45頁以下参照。
- (24) 大沢・前掲註(3)論文ジュリスト1037号183頁参照。
- (25) See Note, Smokers' Rights Legislation: Should the State "Butt Out" of the Workplace? 33 B.C.L. Rev. 879 (1992).; Classen, Restricting the Recht to Smoke in Public Areas: Whose Rights Should Be Protected?, Syracuse L. Rev. 831, 848 (1987).
- (26) 同報告書の詳細は、<http://www.health-net.or.jp/tobacco/more/mr280200.html>参照。
- (27) 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の概要及び全文については、厚生労働省のホームページ内の<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/05/h0509-2.html>を参照。
- (28) 丸田隆「喫煙をめぐる企業の責任と個人の責任(1)」法学セミナー551号(2000年)69頁以下参照。
- (29) 島山武道「非喫煙者の権利」判例タイムズ639号(1987年)92頁以下参照。
- (30) アメリカにおける職場での喫煙規制請求訴訟については、丸田・前掲註(28)論文70頁に一覧表があるので、参照されたい。
- (31) 同条例に関しては、千代田区の例規集(<http://reiki.city.chiyoda.tokyo.jp/RE001.asp>)のほか、<http://www.poisute.com/>など参照。
- (32) See *Rossie v. State Dep't of Revenue*, 395 N. W. 2d 801, 807 (1986).
- (33) http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/database/data_1/6_kitsuen/index.html
- (34) 厚生労働省の「未成年者の喫煙行動に関する全国調査」では、具体的に、「急性影響では、呼吸器症状、体調レベルの低下、血管の変化、気管支上皮の変化、妊娠中の問題および肺の発達遅延等これらだけでも喫煙をしない十分な理由になるほど多くの健康影響が報告されている。慢性影響では、肺がんをはじめとして多くのがん、心血管系疾患、肺気腫、慢性気管支炎、壊疽、歯肉疾患、咽頭の感染、血圧上昇、胃潰瘍など多くの疾患のリスクを上昇させている。これらは喫煙期間が長いほど、すなわち未成年の内から吸い始めるほどリスクが大きくなり、がんの原因の中では予防可能な最大の原因であるときえ言われている。しかし、たばこの成分であるニコチンは容易にニコチン依存を引き起こし、従って止めるのが極めて困難である。従って、未成年の内に

- たばこを吸わないようにしたり、既にいる喫煙者を禁煙するように支援することは極めて重要である」としている。詳細は、http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/database/data_1/7_miseinenkitsuen/index.html 参照。
- (35) 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制(下)」ジュリスト725号(1980年)114頁参照。
- (36) 学校敷地内全面禁煙の自治体を決定順にあげてみても、都道府県では、和歌山県(2002年4月実施)、茨城県(2006年3月予定)、青森県(2003年度中予定)、愛知県(2004年4月予定)、愛媛県(2004年5月31日予定)、岐阜県(今年度中予定)、福井県(2004年4月予定)、三重県(2004年4月予定)、静岡県(2004年4月予定)、佐賀県(2004年4月予定)、秋田県(2005年度予定)、東京都(2005年4月予定)という状況であり、政令指定都市をあげてみても、仙台市(2003年10月14日実施)、広島市(2003年9月1日実施)、神戸市(2005年8月末予定)、名古屋市(2004年4月予定)、さいたま市(2004年9月予定)、京都市(2004年4月予定)という状況である。このほか、検討中の市としては、横浜市、福岡市などがあげられる。学校の敷地内の禁煙化の最近の動向については、「学校の禁煙化を支援するホームページ」(<http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/gakkou/>)に紹介されているので、参照されたい。
- (37) 大学の敷地内における禁煙化の最近の動向についても、「学校の禁煙化を支援するホームページ」内の、<http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/gakkou/daigaku.htm> を参照されたい。
- (38) 伊佐山・前掲註(9)書130頁以下参照。
- (39) たとえば、EUでは、たばこ製品のテレビ広告は、1991年10月以降、全てのEU諸国において禁止されている(Directive 89/552/EEC)。とりわけ、フランスでは、「タバコとアルコールに関する法律」に基づき、1993年よりタバコ広告の全面禁止を行っており、店頭販売以外を除くあらゆる形態のたばこ広告(直接的広告、間接的広告、スポンサーシップ)を禁止しているし、イギリスでも、テレビ、ラジオ広告については、紙巻たばこと手巻たばこのテレビ広告はすでに1964年以来禁止されており、1991年には禁止の対象が全たばこ製品に拡大されている。
- (40) <http://www.mainichi.co.jp/news/selection/archive/200311/28/20031128k0000m020050000c.html>
- (41) <http://www.kyoto-np.co.jp/news/flash/2003dec/16/CN2003121601002956H1Z10.html>
- (42) <http://www.jti.co.jp/JTI/tobacco/kigen/>
- (43) 伊佐山・前掲註(9)書104頁以下参照。
- (44) 丸田隆「喫煙をめぐる企業の責任と個人の責任(2)―十代の喫煙」法学セミナー552号(2000年)76頁以下参照。
- (45) <http://plaza.umin.ac.jp/~harasho/nsmk/child/young.pdf> 参照。
- (46) <http://www.health-net.or.jp/tobacco/more/mr280000.html>
- (47) 第153回国会参議院内閣委員会会議録8号(2001年12月4日)佐藤剛男氏発言参照。
- (48) 阿部泰隆「たばこ、酒の自販機を規制できないか」自治実務セミナー41巻11号(2002年)6頁参照。
- (49) 阿部・前掲註(49)論文10頁参照。なお、同頁以下では、もう少し穏やかな案として、自動販売機の適正使用規制案も提案されているので、参照されたい。
- (50) 阿部・前掲註(49)論文10頁参照。
- (51) 同条例については、<http://www.anti-smoke-jp.com/frindex.htm> 参照。もっとも、同条例に対しては、販売店の抵抗が大きいようである。http://www.toonippo.co.jp/news_too/nto2002/1001/nto1001_13.html 参照。
- (52) たとえば、カリフォルニア州条例では、タバコ類に関しても細かい厳しさが有り、タバコは未成年の万引き防止もかねて、客が手の届く所には置かず、店主が顧客に直接手渡さなければならぬ細かな義務までであるという。また、販売許可も1年ごとの更新とのことで、未成年へ違反販売が4回目の場合には、営業停止と禁固6ヶ月または6000ドルの罰金の軽犯罪となっているという。
- (53) http://www.jti.co.jp/JTI/tobaccozei/graph_suii.html
- (54) 医療経済研究機構については、<http://www.ihep.jp/> 参照。なお、喫煙によるコストについては、医療経済研究機構『たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究報告書』(2002年3月)252-254頁も参照。
- (55) JTのホームページ内(<http://www.jti.co.jp/JTI/tobaccozei/index.html>)の「たばこ税の『真実』を知ってください」参照。
- (56) 諸外国とのタバコ税負担率の比較に関しては、<http://www.nosmoke-med.org/signature/> 内の「タバコ税の『真実』を知って下さい」を参照。
- (57) <http://www.ihep.jp/research/h13-6.htm>
- (58) また、日本たばこ産業(JT)は、英語版のホー

ムページ (<http://www.jti.com>) では、肺がんなど病気のリスク、依存性があること、軽いタバコの方がより頻繁に吸ってしまう可能性があることなどを詳しく説明しているのに対して、日本語のホームページ (<http://www.jti.co.jp>) に掲載しておらず、その姿勢が禁煙団体から批判されている。

⑤9 伊佐山・前掲註(9)書12頁以下参照。

⑥0 http://plaza10.mbn.or.jp/~sensho/judge_1/judge_all.pdf

⑥1 アメリカのタバコ訴訟に関しては、藤原皓一郎「アメリカにおけるタバコ訴訟の展開と全面和解—紫煙のゆくえ—」ジュリスト1118号(1997年)60頁以下、卯辰昇「米国タバコ訴訟の新たな展開—州メディケード求償訴訟の可能性と限界を中心に—」早稲田大学大学院法研論集88号(1998年)55頁以下、棚瀬孝雄「米国タバコ訴訟の展開とタバコ政策—喫煙自由と喫煙禁止との狭間」ジュリスト1149号(1999年)66頁以下など参照。

⑥2 <http://www.mof.go.jp/comment/cm151023.htm>

⑥3 「たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令(案)」については、2003年10月23日から11月5日までホームページを通じて意見募集が行なわれ、107通の意見があったようである。省令案に対する意見の概要及び意見に対する財務省の考え方も財務省のホームページで公表されているので参照されたい。<http://www.mof.go.jp/comment/cm151111b.htm>

⑥4 現在の「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」という文言は、1989年(平成元年)のたばこ事業等審議会の答申「喫煙と健康の問題に関連するたばこ事業のあり方

について」を受けて定められている。

⑥5 阿部泰隆『政策法学講座』(第一法規, 2003年)95頁参照。なお、最近でも、財務省管轄の財政制度等審議会の中のたばこ事業等分科会で、2002年10月10日に「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」がまとめられている(詳細は、<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/top.htm> 参照)が、本来であれば、健康問題であるので、厚生労働省の審議会で検討すべき問題といえよう。

⑥6 吉田・前掲註②論文75頁、前掲註(3)「嫌煙権判決をめぐって」ジュリスト891号97頁[平井宜雄発言]参照。

⑥7 前述①訴訟(「国鉄に対する禁煙車両設置請求事件」)が提起されたのは1980年(昭和55年)であり、第1審判決が下されたのは1987年(昭和62年)であって、約7年の時間が流れているが、その間の喫煙規制をめぐる状況には、かなりの変化がみられる。すなわち、本件で被告とされた国鉄に関しては、提訴時には国鉄を除くと新幹線の「こだま」に禁煙車が1両接続されているにすぎなかったが、判決時には、新幹線から在来線までほぼすべての列車に禁煙車が禁煙席が設けられている。朝日新聞1987年3月27日夕刊によれば、禁煙車設置率は全車両の30%程度に達しているほかに、旅客航空機においても、禁煙席の比率は着実に高まりつつあるという状況であったという。

⑥8 伊佐山・前掲註(9)書170頁以下のほか、吉田・前掲註②論文82頁以下、阿部・前掲註③論文114頁以下も参照。